

---

# 第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画

【令和2年度～令和6年度】

---

令和2年3月

四万十町



# 目 次

第1章 はじめに .....	1
1 計画策定の趣旨と背景 .....	1
2 計画の位置付けと性格 .....	2
3 計画の期間 .....	2
4 計画策定体制 .....	3
(1) アンケート調査の実施 .....	3
(2) 四万十町子ども・子育て会議による審議 .....	3
(3) パブリックコメントの実施 .....	3
第2章 子ども・子育てを取り巻く現状.....	4
1 人口・世帯 .....	4
(1) 中長期にみた人口の推移 .....	4
(2) 児童人口の推移 .....	6
(3) 世帯の状況 .....	7
(4) 女性の就労状況 .....	9
(5) 未婚の状況 .....	10
2 アンケート調査結果の概要 .....	11
(1) 子育ての気持ち・悩み .....	11
(2) 最も望んでいる子育て支援策 .....	16
(3) 仕事と生活の調和について .....	18
第3章 計画の基本理念及び施策の展開.....	20
1 基本理念 .....	20
2 基本目標 .....	20
3 施策の体系 .....	21
第4章 施策の展開 .....	22
基本目標1：子育てを支える地域づくり.....	22
(1) 子育て支援サービスの計画的な推進 .....	22
(2) 地域ぐるみの子育て支援 .....	25
(3) 経済的負担の軽減.....	26
(4) 子育てについて学ぶ環境の整備.....	26
(5) ワーク・ライフ・バランスの推進.....	27
基本目標2 安心して生み育てることのできる環境づくり .....	28
(1) 親と子の健康の確保及び増進 .....	28
(2) 小児科・産科医療の確保 .....	32

基本目標 3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進 .....	33
(1) 食育の推進 .....	33
(2) 子どもの生きる力を育む学習の推進 .....	33
(3) 生涯学習を通じた人づくりの促進 .....	34
(4) 地域ぐるみでの青少年健全育成の推進 .....	34
基本目標 4：配慮が必要な家庭や児童への支援 .....	35
(1) ひとり親家庭等への支援 .....	35
(2) 要保護児童への支援体制の充実 .....	35
(3) 支援を要する子どもへの適切な支援 .....	36
(4) 子どもと子育て家庭の状況に応じた支援 .....	37
基本目標 5：安心して暮らすことのできる地域づくり .....	38
(1) 子育てを支援する生活環境の整備 .....	38
(2) 子ども等の安全の確保 .....	40
第 5 章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策 .....	41
1 子ども・子育て支援制度における事業の全体像 .....	41
(1) 子ども・子育て支援給付 .....	41
(2) 地域子ども・子育て支援事業 .....	41
2 幼児期の教育・保育提供区域の設定 .....	42
3 子ども・子育て支援制度の対象（小学生以下）児童人口推計 .....	43
4 子ども・子育て支援制度における保育の必要性について .....	44
(1) 認定区分 .....	44
(2) 認定基準 .....	44
5 子ども・子育て支援給付 .....	45
(1) 施設型給付及び地域型保育給付 .....	45
(2) 教育・保育の一体的な提供推進 .....	46
(3) 質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実 .....	46
(4) 保育教諭と保育士の確保・質の向上 .....	46
(5) 保育所、認定こども園と小学校との連携 .....	46
(6) 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保 .....	47
6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策 .....	48
第 6 章 計画の実現のために .....	54
1 計画の周知徹底 .....	54
2 関係機関との連携・協働 .....	54
3 計画の推進体制 .....	54
参考資料 .....	55
1 四万十町子ども・子育て会議設置条例 .....	55
2 四万十町子ども・子育て会議委員 .....	57

# 第1章 はじめに

## 1 計画策定の趣旨と背景

国の少子化対策は、平成2年に合計特殊出生率（一人の女性が15歳から49歳までに産む子どもの数の平均）が1.57と判明したところから始まりました。その後、国ではさまざまな方針や取組を発表・実行し、市町村もそれに基づき、取組が進められてきました。

そして、平成24年の子ども・子育て関連3法の制定により、新たな子育て支援の仕組みとなる子ども・子育て支援新制度が平成27年度から導入され、本町を含め、全国の市区町村は、第1期子ども・子育て支援事業計画（以下「第1期計画」という）を策定し、地域の実情に応じた『質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供』『保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善』『地域の子ども・子育て支援の充実』に取り組んできました。

さらに、第1期計画の策定後には、子ども・子育て支援法の改正や「ニッポン一億総活躍プラン」の閣議決定等を踏まえ、平成29年6月に国から「子育て安心プラン」が発表され、『待機児童の解消』『女性の就業率の向上（M字カーブの解消）』『保育の受け皿の拡大と質の確保、保育人材の確保』『保護者への「寄り添う支援」の普及促進』といった方向性が打ち出されています。

本町においても、現在の四万十町を形成する窪川・大正・十和の旧3町村では、「次世代育成支援対策推進法」を受けて、平成17年3月にそれぞれ「次世代育成支援行動計画（前期計画）」を、平成22年3月には「四万十町次世代育成支援対策行動計画（後期計画）」を、平成27年3月に「第1期計画」を策定し、「子育て」「子育て」の支援に取り組んできました。

このたび、第1期計画の改定時期を迎えたことから、子どもの健やかな育ちと保護者の子育てを社会全体で支援する環境をさらに整備していくことを目的に、前述の国の動向や方向性を踏まえつつ、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5か年を計画期間とした、「第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画」（以下、「本計画」という）を策定します。

### 『子ども・子育て関連3法』

#### ○子ども・子育て支援法

○就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律

○子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律をまとめて、このように言います。

## 2 計画の位置付けと性格

この計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく『市町村子ども・子育て支援事業計画』であり、すべての子どもの良質な生育環境を保障し、子どもや子育て家庭を社会全体で支援することを目的として、子ども・子育て支援に関する制度・施策を一元化して新しい仕組みを構築し、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「保育の量的拡大・確保」「教育・保育の質的改善」「地域の子ども・子育て支援の充実」を目指すものです。

また、次世代育成支援対策推進法第 8 条の『市町村行動計画』としても位置付け、本町の子ども・子育て支援に関する施策を体系化することにより、保健、医療、福祉、教育、労働、まちづくりなどの様々な分野にわたり、総合的な展開を図るものです。

また、この計画は、本町のまちづくりの総合的指針である「第 2 次四万十町総合振興計画」を上位計画として、かけがえのない子どもの成長と、子どもを産み育てる家庭を地域全体で支援し、子どもが心身ともに健やかに育つための環境を整備するための部門別計画となるものです。

## 3 計画の期間

本計画の期間は、令和 2 年度から令和 6 年度までの 5 か年とします。

計画最終年度である令和 6 年度には計画の達成状況の確認と見直しを行います。また、計画期間中においても、社会情勢や町の状況の変化、子育て家庭のニーズ等に適切に対応するため、必要に応じて見直しを行います。

2015年度	2016年度	2017年度	2018年度	2019年度	2020年度	2021年度	2022年度	2023年度	2024年度
平成 27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	令和 元年度	令和 2 年度	3 年度	4 年度	5 年度	6 年度
第 1 期計画									見直し
				見直し	本計画（第 2 期）				

## 4 計画策定体制

### (1) アンケート調査の実施

計画策定にあたり、四万十町における教育・保育・子育て支援の「量の見込み」を把握・算出する必要があるため、住民の教育・保育・子育て支援に関する「現在の利用状況」や「今後の利用希望」についての調査を実施しました。

#### 【調査の実施概要】

対象者	平成 30 年 1 月 4 日現在、町内に在住する 就学前児童（0～5 歳）及び小学校 1 年生から 6 年生の保護者
抽出方法	住民基本台帳による無作為抽出
実施方法	○就学前調査：保育所・認定こども園での配布・回収 （一部、未就園児童については郵送配布・回収） ○小学生調査：学校での配布・回収
実施期間	平成 31 年 2 月 1 日～平成 31 年 2 月 22 日

調査の種類	配布数	回収数	白票等	有効回収数	有効回収率
①就学前	470 件	360 件	2 件	358 件	76.2%
②小学生	501 件	421 件	1 件	420 件	83.8%

### (2) 四万十町子ども・子育て会議による審議

計画内容の検討にあたっては、学識経験者、教育・保育事業者、地域の子育て関係団体・機関等及び子育て当事者で組織する「四万十町子ども・子育て会議」において、計 4 回の審議を行い、幅広い意見の集約と調整を行いました。

### (3) パブリックコメントの実施

町民から広く意見を得て計画策定を進めることを目的とし、パブリックコメント（意見募集）を実施しました。

実施期間	令和 2 年 1 月 7 日（火）～令和 2 年 1 月 28 日（火）
意見提出数	提出された意見はありませんでした。

## 第2章 子ども・子育てを取り巻く現状

### 1 人口・世帯

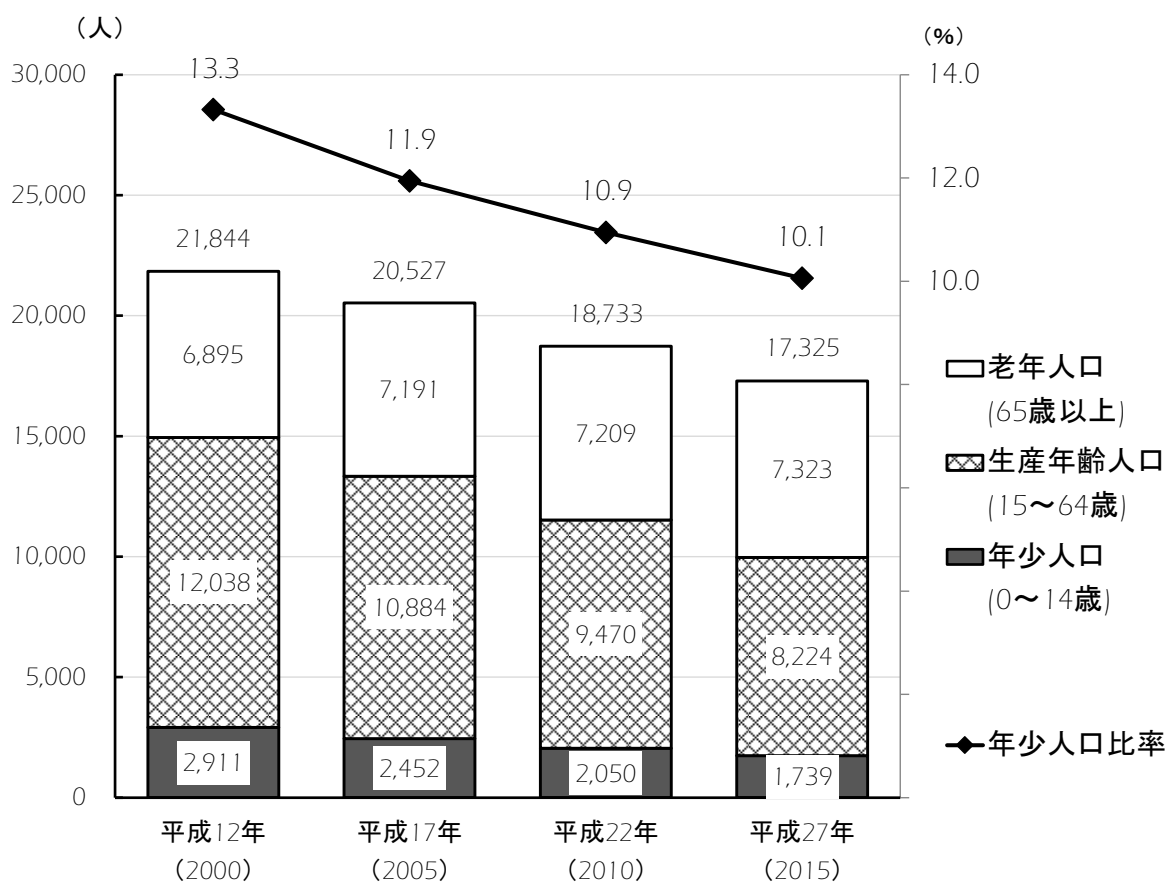
#### (1) 中長期にみた人口の推移

##### ①人口の推移

国勢調査統計による人口の推移をみると、総人口、年少人口ともに減少しており、平成12(2000)年と平成27(2015)年を比較すると、総人口が約20%減少しているのに対し、年少人口は約40%減少しています。一方、老年人口は約6%増加しています。

また、年少人口比率は、平成12(2000)年には13.3%でしたが、平成27(2015)年には10.1%となっています。

##### ■年齢3区分別人口の推移



※1 総人口は年齢不詳を含む

※2 平成12・17年は、窪川町、大正町、十和村の合計値

資料：総務省「国勢調査」 各年10月1日

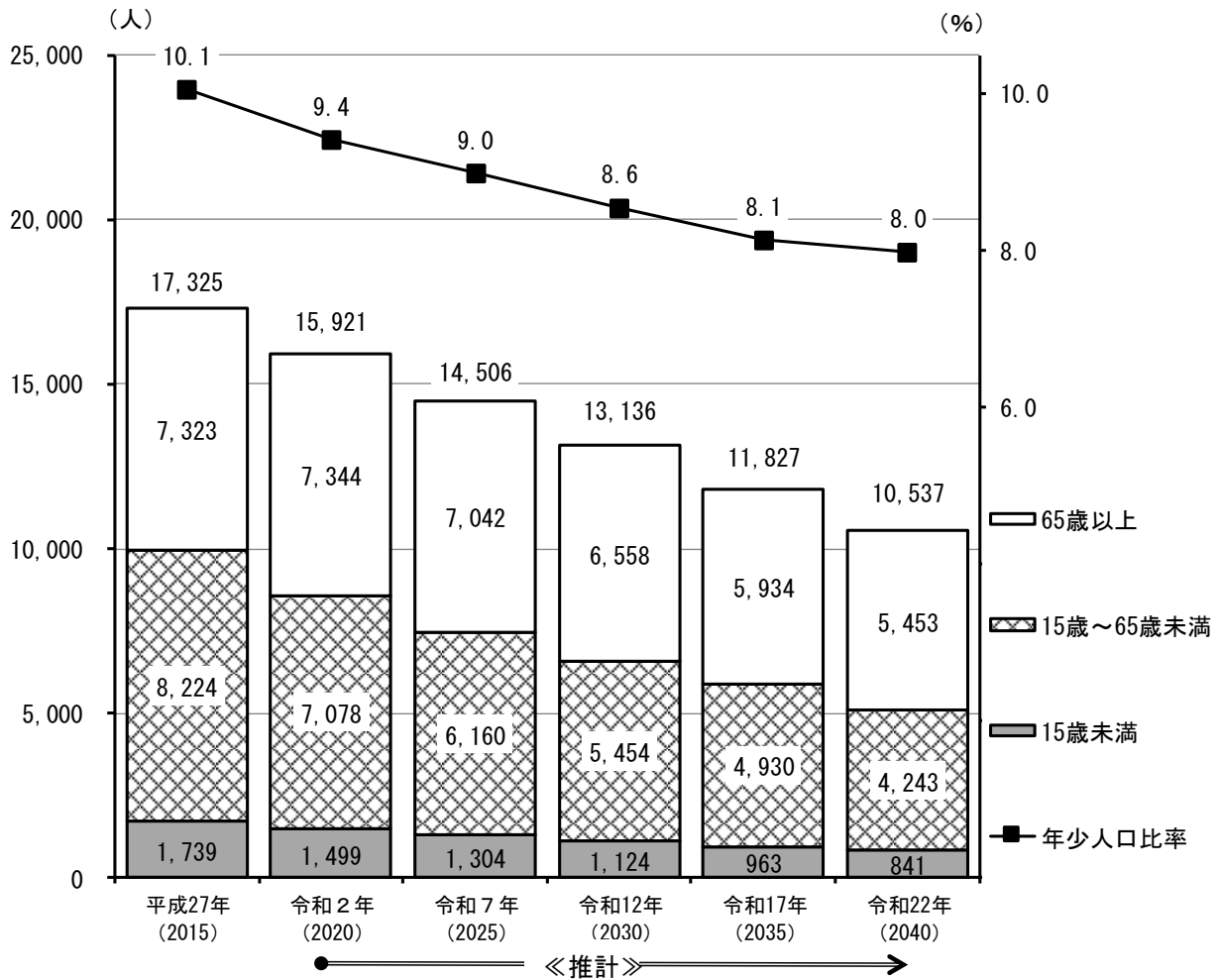


## ②中長期の推計

国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」によると、町の人口は、今後も減少が続くと推計されています。

令和2（2020）年には、年少人口は1,500人を下回り、また、年少人口比率は10%を割り、9.4%になると推計されています。

### ■将来推計



資料：平成27年は国勢調査（実績）

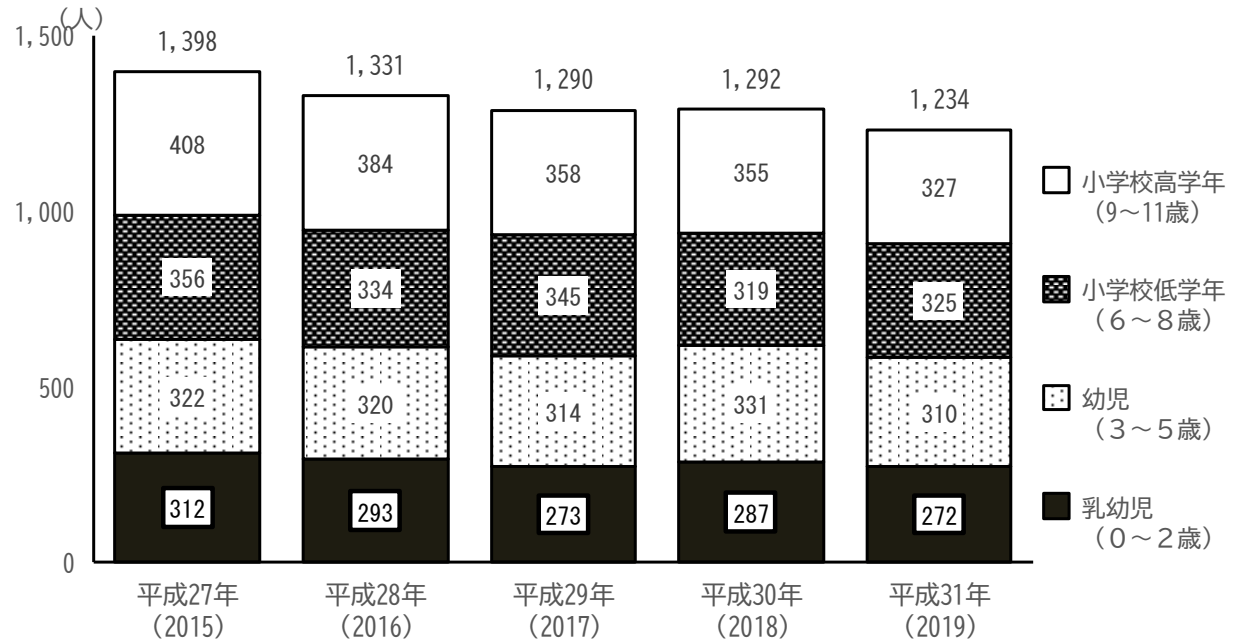
令和2年以降：国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口（平成30（2018）年推計）」

## (2)児童人口の推移

### ①小学生以下の人口の推移

主要事業の対象となる児童（小学生以下）の人口の推移をみると、平成 27（2015）年には 1,398 人でしたが、平成 31（2019）年には 1,234 人となり、11.7%減少しています。

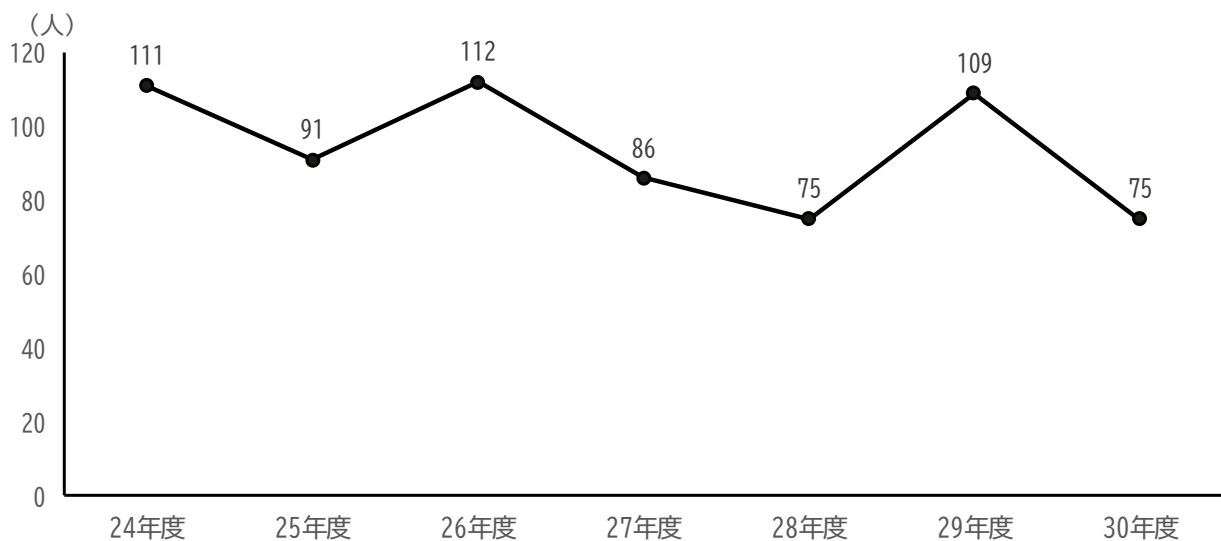
なお、第 1 計画の人口推計では、平成 31（2019）年の人口を 1,260 人と見込んでいましたが、推計よりも減少数が多くなっています。



資料：住民基本台帳（各年4月1日）

### ②出生数の推移

平成 24 年度以降の出生数の推移をみると、75～112 人で推移し、平均 94 人／年となっています。

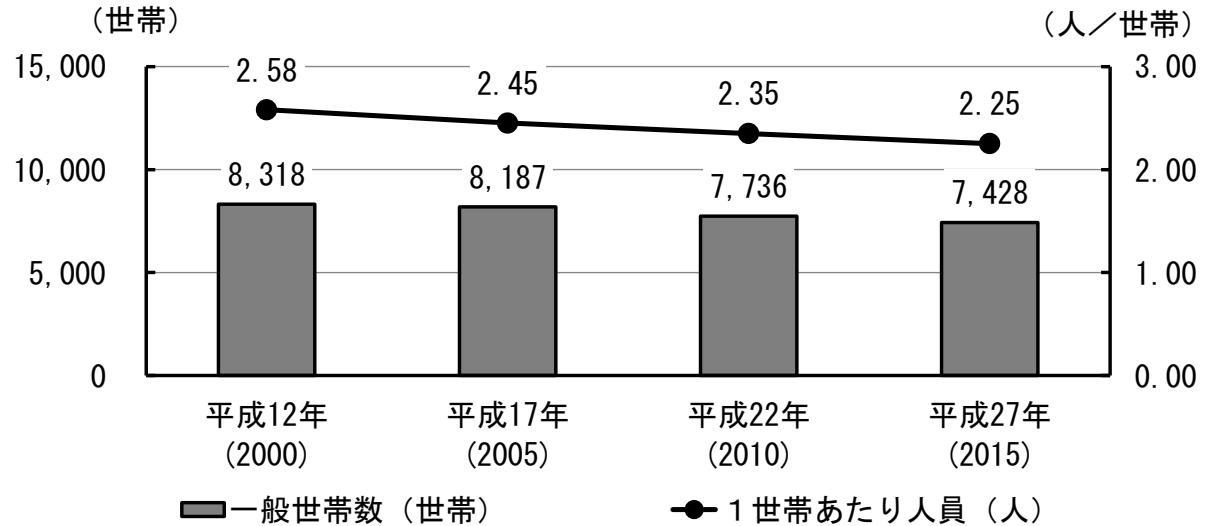


資料：高知県総務部統計分析課

### (3)世帯の状況

#### ①世帯数の推移

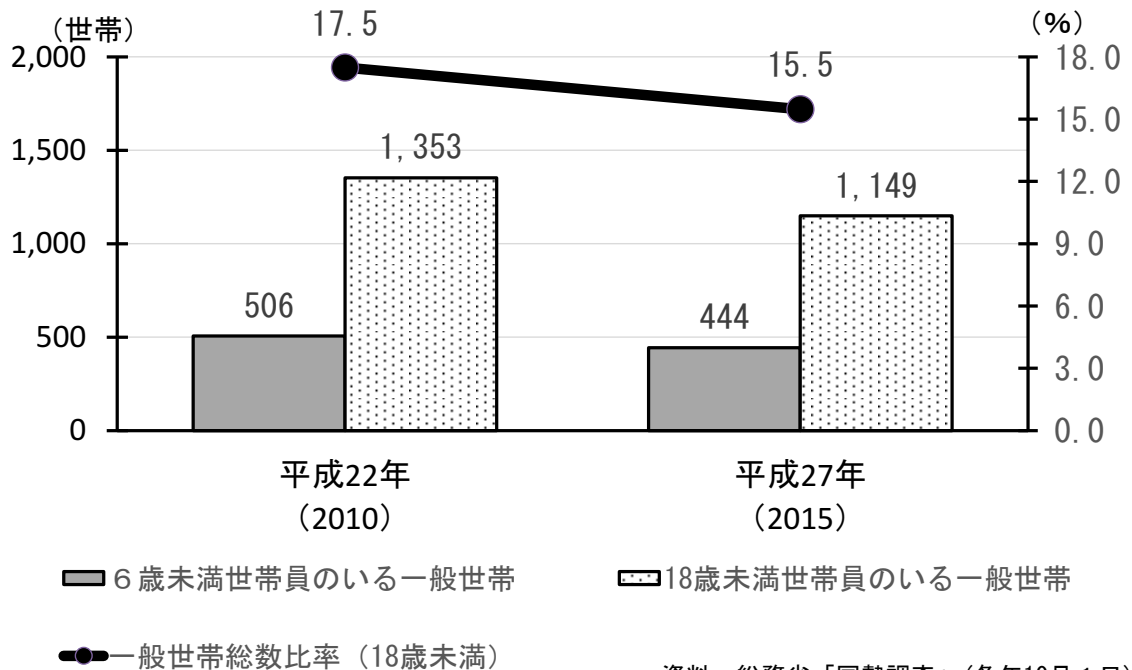
一般世帯数、一世帯あたり人員（平均世帯人員）共に減少しており、平成 27（2015）年現在、7,428 世帯、2.25 人／世帯となっています。



資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

#### ②子どものいる世帯数

18歳未満世帯員のいる一般世帯数は減少しており、平成 27（2015）年現在、1,149 世帯で、一般世帯全体に対する比率は 15.5%となっています。

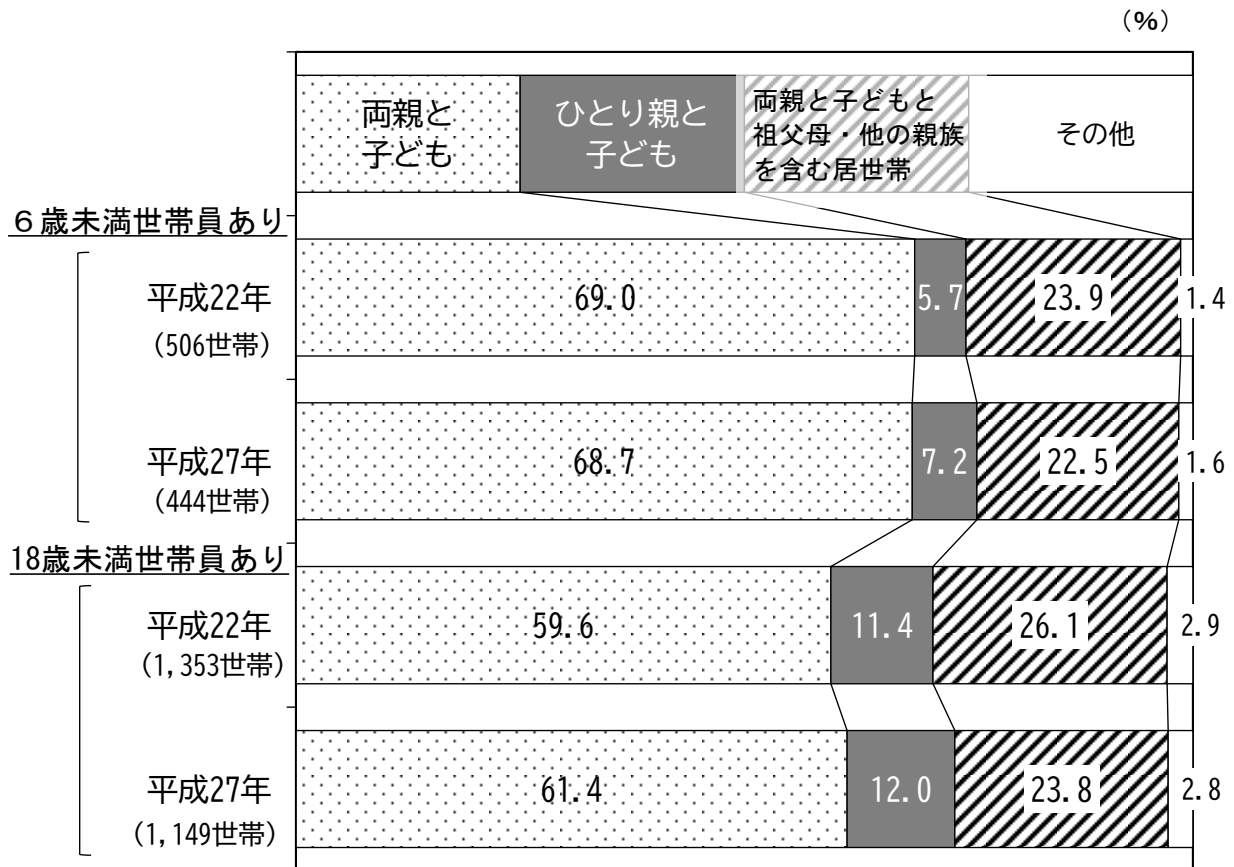


資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

### ③子どものいる世帯の家族類型別割合

18歳未満世帯員のいる世帯の家族類型別の割合をみると、「両親と子ども世帯」の割合が高くなっています。

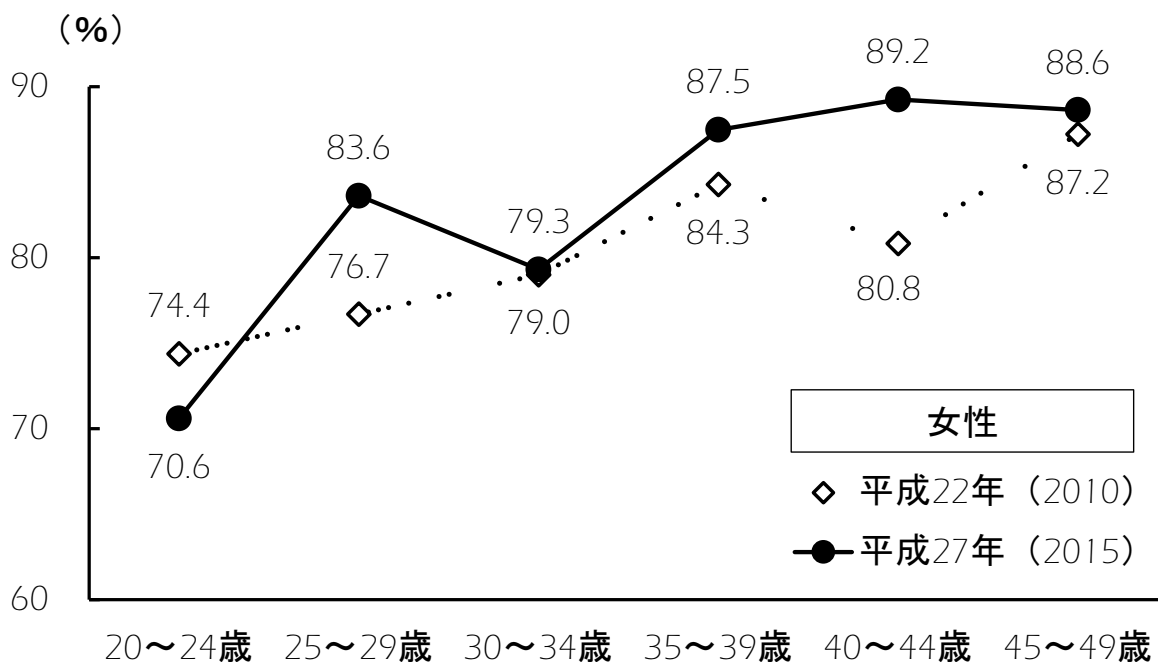
また、家族類型別の割合の変化をみると、「三世帯世帯（両親と子どもと祖父母・他の親族を含む同居世帯）」の割合が減少し、「ひとり親と子どもからなる世帯」が増加しています。



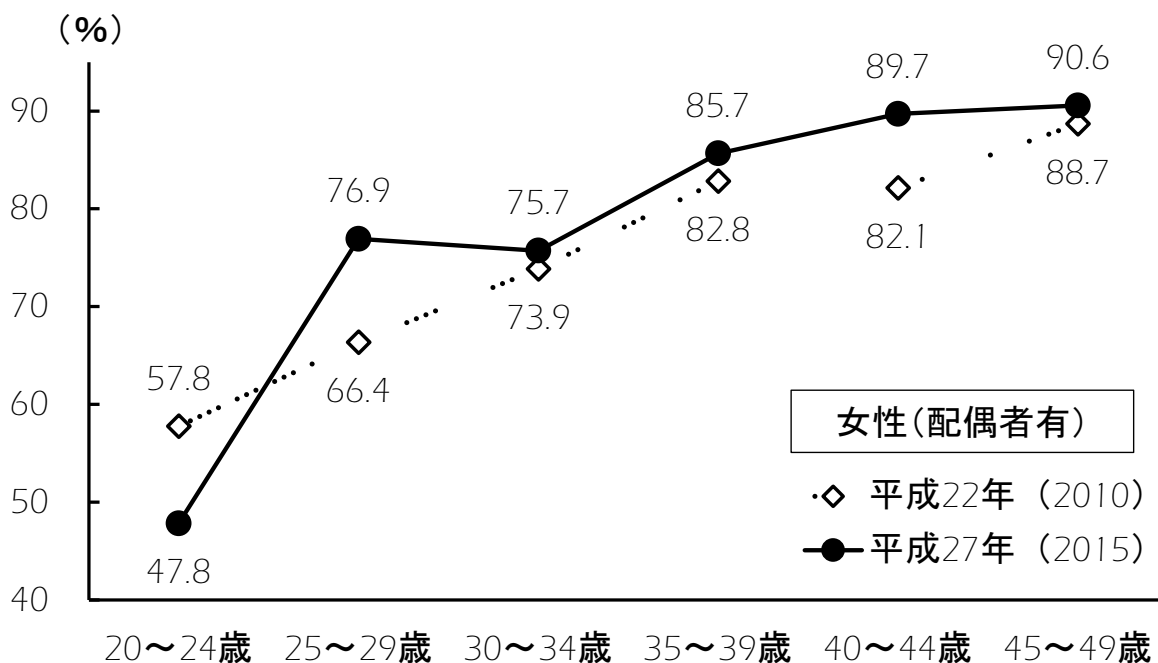
資料：総務省「国勢調査」（各年10月1日）

## (4)女性の就労状況

女性の年齢区別の就業率について、平成 22 (2010) 年と平成 27 (2015) 年と比較すると、20～24 歳を除き、各年齢区分ともに、上昇しており、特に配偶者有の 25～29 歳では 10 ポイント強上昇しています。



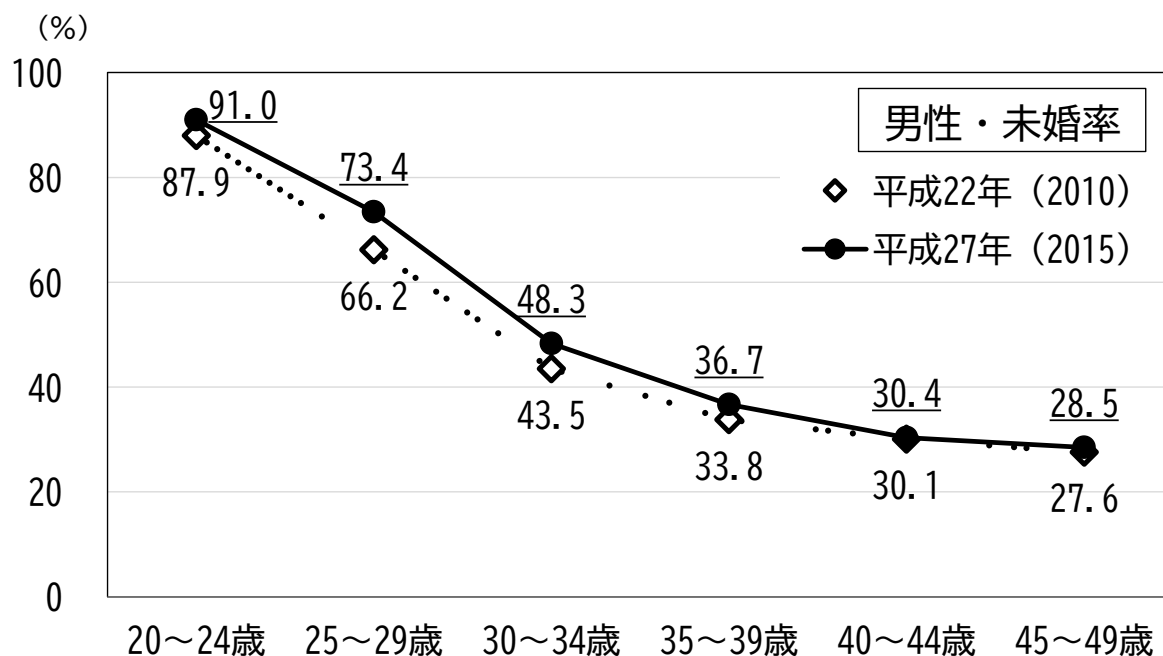
資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日)



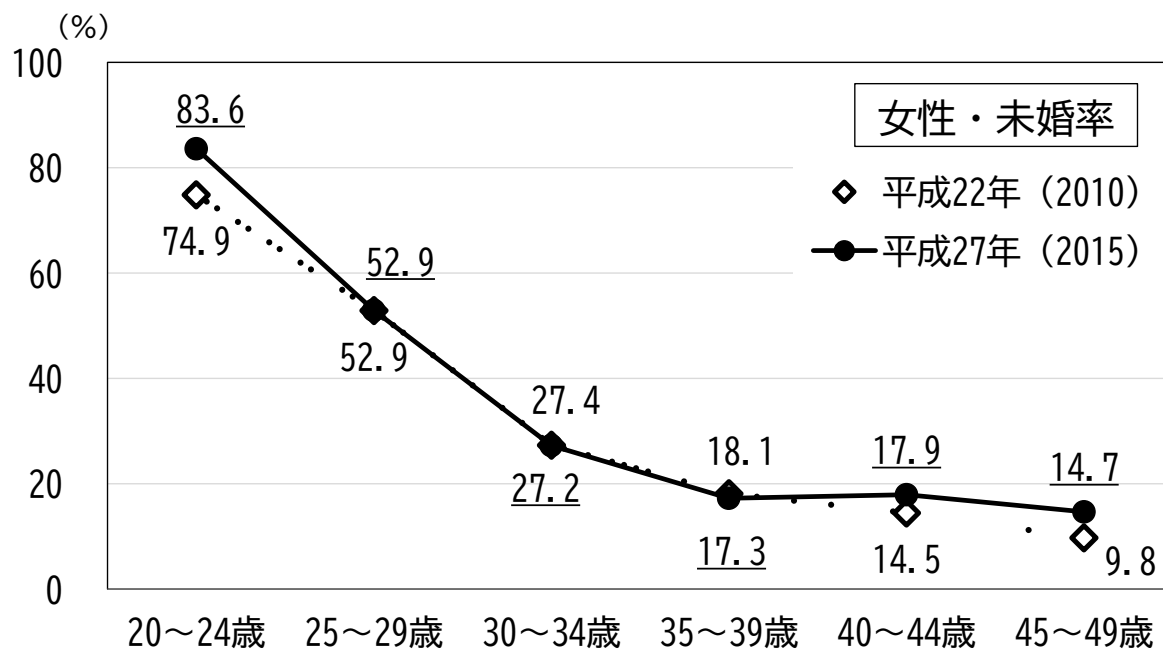
資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

## (5)未婚の状況

男女別年齢区分別の未婚率について、平成 22 (2010) 年と平成 27 (2015) 年と比較すると、男性は各年齢区分ともに、女性は 20～24 歳、40～49 歳で上昇しており、特に男性 25～34 歳では 5 ポイント前後上昇しています。



資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日)



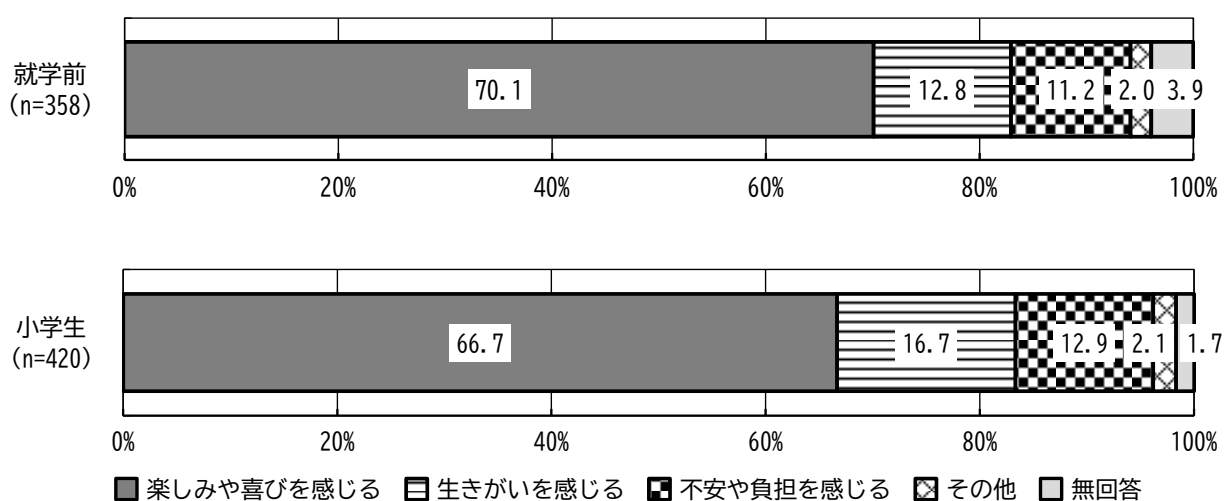
資料：総務省「国勢調査」(各年10月1日)

## 2 アンケート調査結果の概要

### (1) 子育ての気持ち・悩み

#### ① 子育てについて感じる事

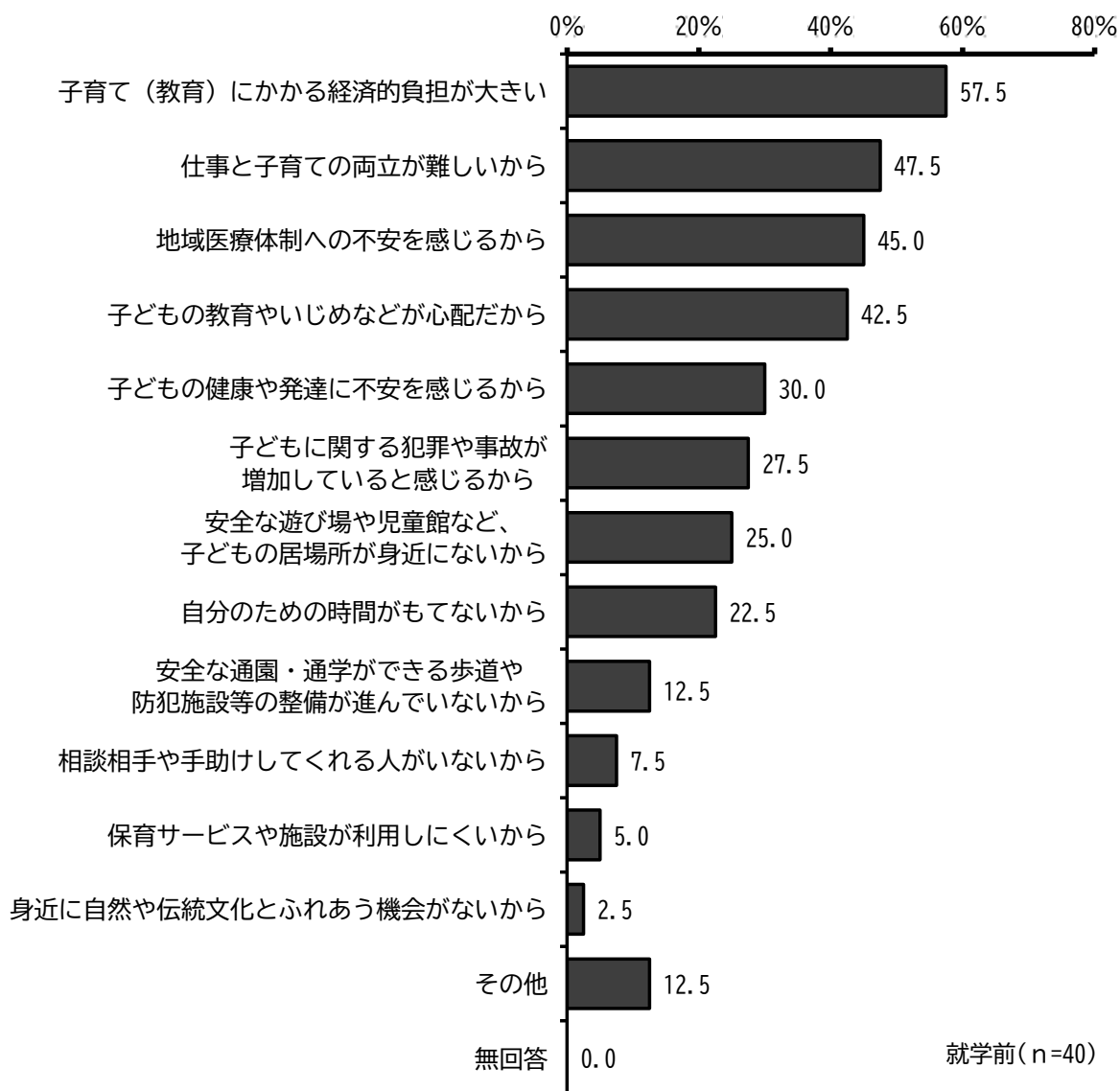
- ・「楽しみや喜びを感じる」の割合が最も高く、就学前では70.1%、小学生では66.7%となっています。次いで「生きがいを感じる」が高く、就学前では12.8%、小学生では16.7%となっています。
- ・「不安や負担を感じる」は、就学前では11.2%、小学生では12.9%です。



		件数	楽しみや喜びを感じる	生きがいを感じる	不安や負担を感じる	その他	無回答
就学前 全体		358件	70.1%	12.8%	11.2%	2.0%	3.9%
年齢	0歳	117件	78.6%	8.5%	8.5%	2.6%	1.7%
	1・2歳	107件	62.6%	16.8%	13.1%	2.8%	4.7%
	3～5歳	123件	68.3%	14.6%	11.4%	0.8%	4.9%
家庭類型	ひとり親家庭	47件	66.0%	17.0%	12.8%	2.1%	2.1%
	フルタイム×フルタイム	165件	72.7%	12.1%	9.7%	1.8%	3.6%
	フルタイム×パートタイム	83件	65.1%	14.5%	12.0%	1.2%	7.2%
	フルタイム×専業主婦・夫	37件	78.4%	8.1%	10.8%	0.0%	2.7%
	パートタイム×パートタイム	3件	66.7%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%
	パートタイム×専業主婦・夫	2件	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
利用中	幼稚園	1件	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%
	認可保育所	213件	64.3%	17.4%	10.8%	2.8%	4.7%
	認定こども園	15件	80.0%	0.0%	20.0%	0.0%	0.0%
	利用していない	97件	79.4%	7.2%	10.3%	1.0%	2.1%
小学生 全体		420件	66.7%	16.7%	12.9%	2.1%	1.7%
学年	低学年 (1～3年生)	242件	66.9%	16.1%	13.6%	2.1%	1.2%
	高学年 (4～6年生)	166件	66.3%	18.1%	11.4%	1.8%	2.4%
家庭類型	ひとり親家庭	67件	52.2%	23.9%	20.9%	3.0%	0.0%
	フルタイム×フルタイム	211件	73.0%	14.7%	10.0%	1.4%	0.9%
	フルタイム×パートタイム	94件	72.3%	13.8%	11.7%	1.1%	1.1%
	フルタイム×専業主婦・夫	22件	50.0%	18.2%	27.3%	4.5%	0.0%
	パートタイム×パートタイム	2件	50.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	無職×無職	1件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%

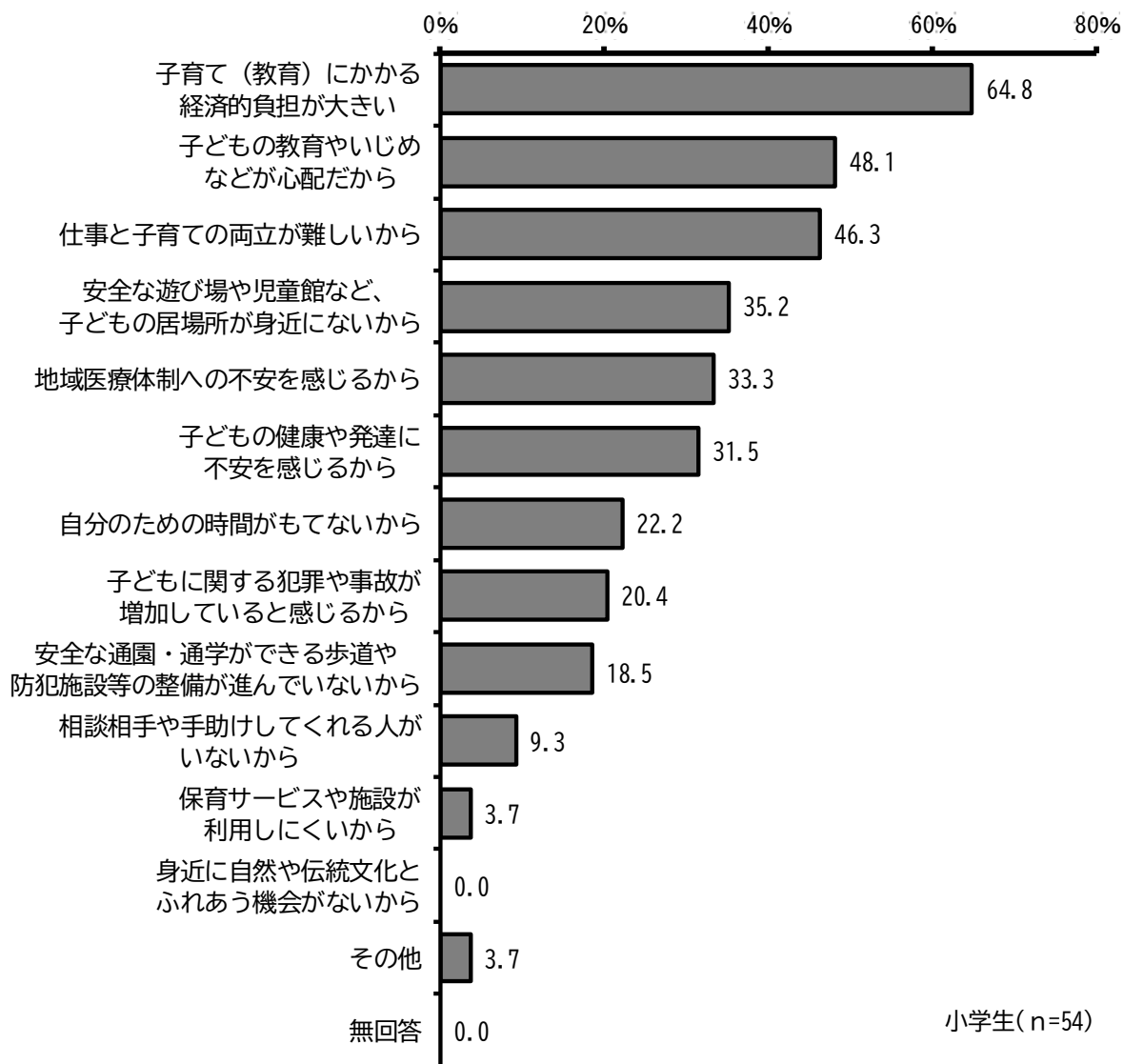
### ①-1 子育てについて不安や負担を感じる理由

- ・就学前では、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」の割合が 57.5%と最も高く、次いで「仕事と子育ての両立が難しいから」が 47.5%、「地域医療体制への不安を感じるから」が 45.0%、「子どもの教育やいじめなどが心配だから」が 42.5%の順です。



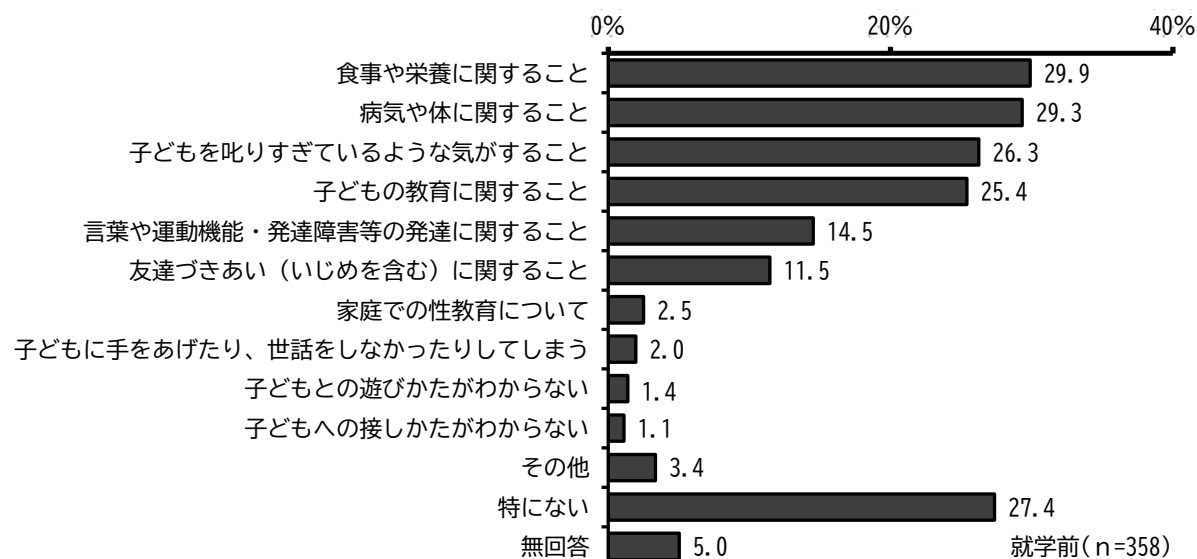


- ・小学生では、「子育て（教育）にかかる経済的負担が大きい」の割合が64.8%と最も高く、次いで「子どもの教育やいじめなどが心配だから」が48.1%、「仕事と子育ての両立が難しいから」が46.3%、「安全な遊び場や児童館など、子どもの居場所が身近にないから」が35.2%、「地域医療体制への不安を感じるから」が33.3%、「子どもの健康や発達に不安を感じるから」が31.5%の順です。



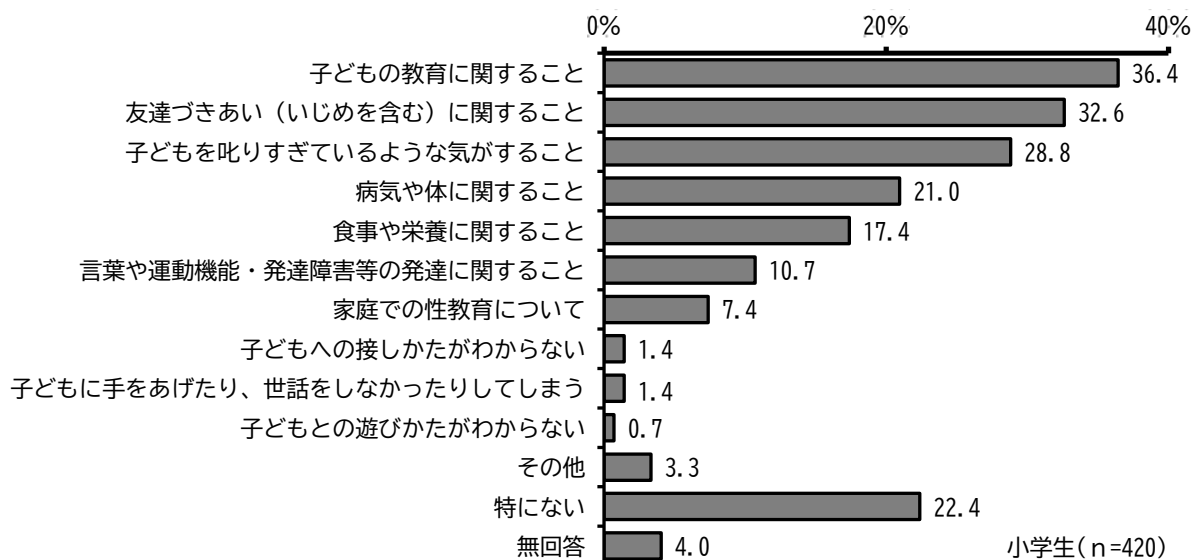
## ②お子さんに関して日常悩んでいることや気になること

- ・就学前では、「食事や栄養に関すること」の割合が29.9%と最も高く、次いで「病気や体に関すること」が29.3%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが26.3%、「子どもの教育に関すること」が25.4%の順です。



		病気や体に関すること	言葉や運動機能・発達障害等の発達に関すること	食事や栄養に関すること	子どもとの遊びかたがわからない	子どもへの接しかたがわからない	子どもを叱りすぎているような気がする	子どもに手をあげたり、世話をしなかったりしてしまう	友達づきあい（いじめを含む）に関すること	子どもの教育に関すること	家庭での性教育について	その他	特にない	無回答	
	就学前 全体	358件	29.3%	14.5%	29.9%	1.4%	1.1%	26.3%	2.0%	11.5%	25.4%	2.5%	3.4%	27.4%	5.0%
年齢	0歳	117件	37.6%	15.4%	41.9%	1.7%	0.9%	17.9%	0.0%	6.0%	18.8%	4.3%	0.9%	32.5%	2.6%
	1・2歳	107件	29.9%	15.0%	30.8%	1.9%	1.9%	36.4%	1.9%	13.1%	25.2%	0.9%	5.6%	16.8%	7.5%
	3～5歳	123件	22.0%	14.6%	17.9%	0.8%	0.8%	26.0%	3.3%	15.4%	33.3%	2.4%	3.3%	30.9%	4.9%
家庭類型	ひとり親家庭	47件	29.8%	12.8%	25.5%	0.0%	2.1%	31.9%	2.1%	17.0%	34.0%	2.1%	4.3%	23.4%	2.1%
	フルタイム×フルタイム	165件	26.1%	14.5%	25.5%	1.2%	0.6%	25.5%	1.8%	12.1%	24.8%	1.8%	3.0%	32.7%	4.2%
	フルタイム×パートタイム	83件	28.9%	13.3%	24.1%	1.2%	2.4%	30.1%	2.4%	6.0%	21.7%	0.0%	1.2%	24.1%	9.6%
	フルタイム×専業主婦・夫	37件	43.2%	16.2%	59.5%	2.7%	0.0%	18.9%	2.7%	13.5%	29.7%	10.8%	2.7%	16.2%	2.7%
	パートタイム×パートタイム	3件	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%
	パートタイム×専業主婦・夫	2件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	
利用中	幼稚園	1件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	認可保育所	213件	28.2%	15.5%	24.9%	0.9%	1.4%	29.6%	3.3%	13.6%	28.2%	1.4%	2.8%	25.8%	5.6%
	認定こども園	15件	13.3%	6.7%	13.3%	0.0%	0.0%	20.0%	0.0%	6.7%	26.7%	6.7%	13.3%	33.3%	6.7%
	利用していない	97件	35.1%	15.5%	44.3%	2.1%	1.0%	19.6%	0.0%	6.2%	20.6%	5.2%	2.1%	32.0%	2.1%

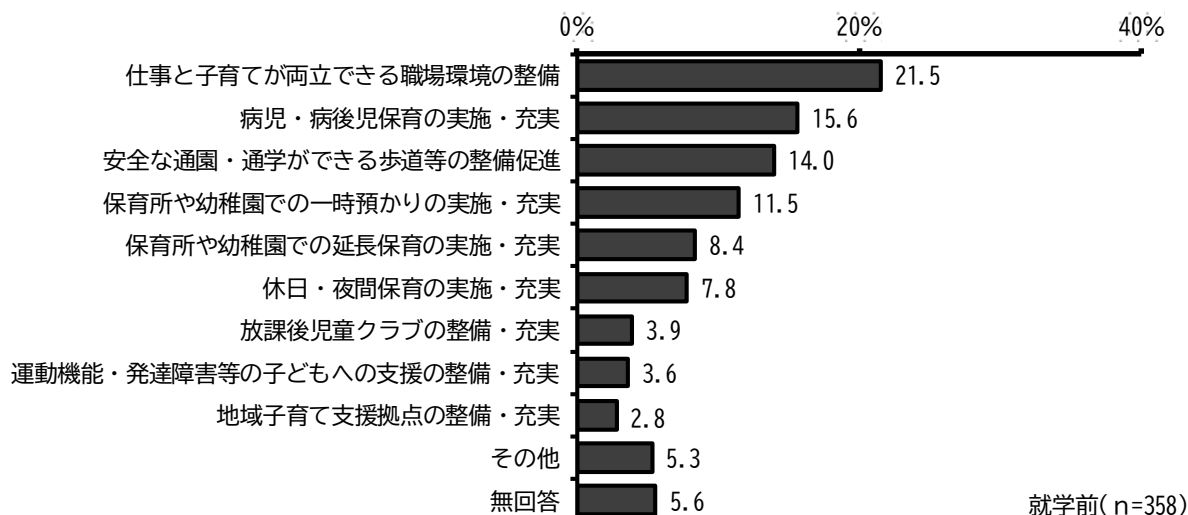
- ・小学生では、「子どもの教育に関すること」の割合が36.4%と最も高く、次いで「友達づきあい（いじめを含む）に関すること」が32.6%、「子どもを叱りすぎているような気がする」とが28.8%、「病気や体に関すること」が21.0%の順です。



		病気や体に関すること	言葉や運動機能・発達障害等の発達に関すること	食事や栄養に関すること	子どもとの遊びかたがわからない	子どもへの接しかたがわからない	子どもを叱りすぎているような気がする	子どもに手をあげたり、世話をしなかつたりしてしまう	友達づきあい（いじめを含む）に関すること	子どもの教育に関すること	家庭での性教育について	その他	特にない	無回答	
年学	小学生 全体	420件	21.0%	10.7%	17.4%	0.7%	1.4%	28.8%	1.4%	32.6%	36.4%	7.4%	3.3%	22.4%	4.0%
	低学年（1～3年生）	242件	24.8%	10.7%	18.6%	1.2%	2.1%	37.2%	2.1%	30.6%	35.1%	7.0%	2.1%	23.1%	2.1%
	高学年（4～6年生）	166件	15.7%	10.2%	16.3%	0.0%	0.6%	16.3%	0.6%	34.3%	39.2%	8.4%	4.8%	21.1%	6.6%
家庭類型	ひとり親家庭	67件	26.9%	9.0%	16.4%	3.0%	3.0%	34.3%	3.0%	29.9%	40.3%	11.9%	3.0%	22.4%	3.0%
	フルタイム×フルタイム	211件	17.5%	8.5%	17.1%	0.5%	0.9%	28.0%	1.9%	32.7%	36.0%	6.2%	4.7%	22.3%	2.8%
	フルタイム×パートタイム	94件	22.3%	13.8%	17.0%	0.0%	1.1%	34.0%	0.0%	36.2%	33.0%	4.3%	1.1%	22.3%	4.3%
	フルタイム×専業主婦・夫	22件	36.4%	22.7%	27.3%	0.0%	4.5%	18.2%	0.0%	36.4%	63.6%	22.7%	0.0%	13.6%	4.5%
	パートタイム×パートタイム	2件	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	無職×無職	1件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%
小学校区	仁井田小学校区	25件	24.0%	4.0%	16.0%	4.0%	4.0%	28.0%	8.0%	40.0%	52.0%	16.0%	4.0%	24.0%	0.0%
	影野小学校区	16件	18.8%	6.3%	12.5%	0.0%	0.0%	25.0%	0.0%	25.0%	50.0%	0.0%	0.0%	25.0%	12.5%
	七里小学校区	23件	17.4%	17.4%	13.0%	0.0%	0.0%	30.4%	0.0%	47.8%	39.1%	8.7%	0.0%	21.7%	4.3%
	米奥小学校区	12件	25.0%	16.7%	33.3%	0.0%	0.0%	41.7%	0.0%	8.3%	50.0%	8.3%	0.0%	16.7%	0.0%
	窪川小学校区	160件	21.9%	11.3%	15.6%	1.3%	2.5%	30.0%	1.9%	37.5%	38.1%	5.6%	3.8%	19.4%	2.5%
	川口小学校区	18件	22.2%	5.6%	5.6%	0.0%	0.0%	16.7%	0.0%	38.9%	50.0%	5.6%	5.6%	16.7%	0.0%
	東又小学校区	49件	20.4%	14.3%	22.4%	0.0%	0.0%	38.8%	0.0%	28.6%	30.6%	6.1%	4.1%	16.3%	6.1%
	興津小学校区	17件	0.0%	5.9%	35.3%	0.0%	0.0%	23.5%	0.0%	17.6%	17.6%	11.8%	5.9%	29.4%	0.0%
	田野々小学校区	27件	22.2%	11.1%	7.4%	0.0%	0.0%	22.2%	0.0%	25.9%	25.9%	7.4%	3.7%	29.6%	7.4%
	北ノ川小学校区	11件	18.2%	9.1%	0.0%	0.0%	0.0%	27.3%	0.0%	9.1%	9.1%	0.0%	9.1%	27.3%	9.1%
	十川小学校区	37件	24.3%	8.1%	32.4%	0.0%	0.0%	24.3%	2.7%	29.7%	45.9%	10.8%	0.0%	29.7%	10.8%
	昭和小学校区	21件	19.0%	9.5%	9.5%	0.0%	4.8%	23.8%	0.0%	28.6%	14.3%	14.3%	4.8%	33.3%	0.0%

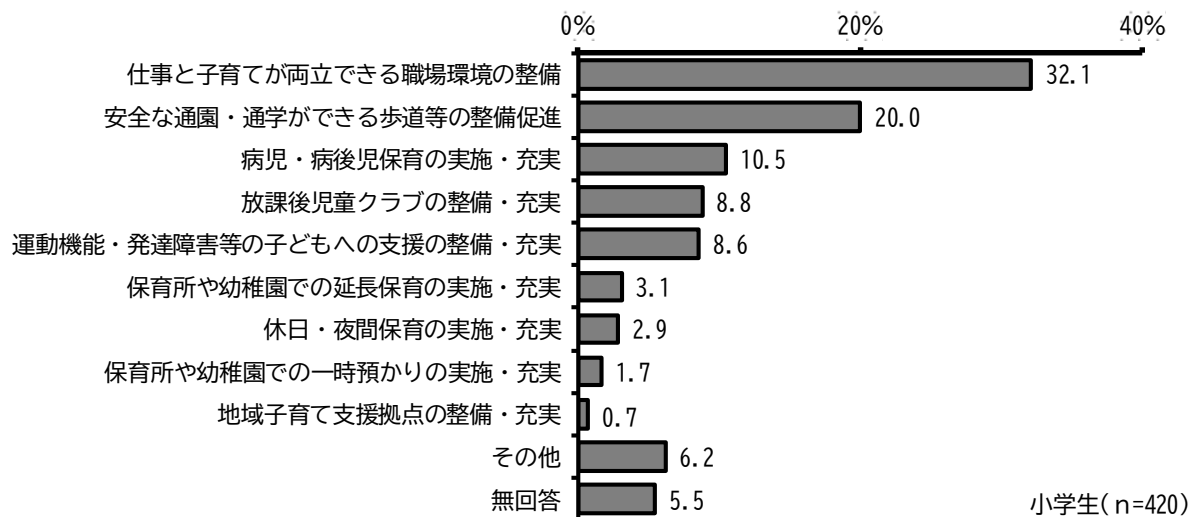
## (2)最も望んでいる子育て支援策

- ・就学前、小学生ともに「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」の割合が高く、就学前では21.5%です。
- ・次いで、就学前では、「病児・病後児保育の実施・充実」が15.6%、「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」が14.0%、「保育所や幼稚園での一時預かりの実施・充実」が11.5%となっています。



	件数	支援策											
		保育所や幼稚園での一時預かりの実施・充実	保育所や幼稚園での延長保育の実施・充実	休日・夜間保育の実施・充実	病児・病後児保育の実施・充実	(子育て支援センター等)地域子育て支援拠点の整備・充実	安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進	放課後児童クラブの整備・充実	仕事と子育てが両立できる職場環境の整備	運動機能・発達障害等の子どもへの支援の整備・充実	その他	無回答	
就学前 全体	358件	11.5%	8.4%	7.8%	15.6%	2.8%	14.0%	3.9%	21.5%	3.6%	5.3%	5.6%	
年齢	0歳	117件	16.2%	6.8%	5.1%	17.1%	4.3%	12.8%	2.6%	20.5%	4.3%	7.7%	2.6%
	1・2歳	107件	9.3%	6.5%	11.2%	15.0%	3.7%	8.4%	2.8%	24.3%	3.7%	6.5%	8.4%
	3～5歳	123件	7.3%	12.2%	6.5%	14.6%	0.8%	21.1%	6.5%	19.5%	3.3%	2.4%	5.7%
家庭類型	ひとり親家庭	47件	12.8%	10.6%	8.5%	8.5%	0.0%	12.8%	2.1%	27.7%	4.3%	4.3%	8.5%
	フルタイム×フルタイム	165件	11.5%	6.7%	9.1%	22.4%	1.8%	12.7%	4.8%	19.4%	2.4%	5.5%	3.6%
	フルタイム×パートタイム	83件	4.8%	12.0%	7.2%	12.0%	2.4%	16.9%	4.8%	21.7%	2.4%	6.0%	9.6%
	フルタイム×専業主婦・夫	37件	18.9%	2.7%	0.0%	8.1%	8.1%	16.2%	0.0%	27.0%	10.8%	5.4%	2.7%
	パートタイム×パートタイム	3件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	33.3%	0.0%
パートタイム×専業主婦・夫	2件	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	
利用中	幼稚園	1件	0.0%	100.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%
	認可保育所	213件	8.9%	9.4%	10.3%	15.0%	0.9%	14.6%	4.7%	20.2%	3.3%	4.2%	8.5%
	認定こども園	15件	6.7%	13.3%	0.0%	40.0%	6.7%	6.7%	0.0%	26.7%	0.0%	0.0%	0.0%
	利用していない	97件	15.5%	5.2%	3.1%	15.5%	7.2%	14.4%	2.1%	24.7%	5.2%	6.2%	1.0%

- ・就学前、小学生ともに「仕事と子育てが両立できる職場環境の整備」の割合が高く小学生では32.1%です。
- ・次いで、小学生では、「安全な通園・通学ができる歩道等の整備促進」が20.0%、「病児・病後児保育の実施・充実」が10.5%、「放課後児童クラブの整備・充実」が8.8%、「運動機能・発達障害等の子どもへの支援の整備・充実」が8.6%となっています。

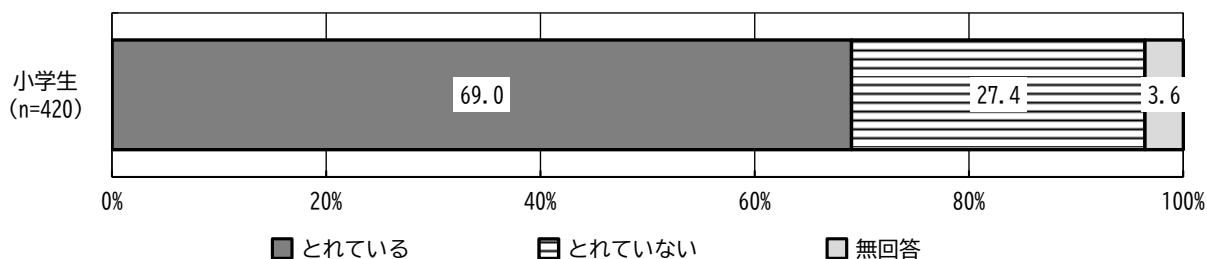


		の 実 施 所 や 幼 稚 園 で の 一 時 預 か り 充 実	実 施 所 や 幼 稚 園 で の 延 長 保 育 の 充 実	休 日 ・ 夜 間 保 育 の 実 施 ・ 充 実	病 児 ・ 病 後 児 保 育 の 実 施 ・ 充 実	実 地 子 育 て 支 援 セ ン タ ー 等 の 整 備 ・ 充 実	等 安 全 な 通 園 ・ 通 学 が で き る 歩 道 の 整 備 促 進	放 課 後 児 童 ク ラ ブ の 整 備 ・ 充 実	環 境 と 子 育 て が 両 立 で き る 職 場 の 整 備	運 動 機 能 ・ 発 達 障 害 等 の 子 ど も へ の 支 援 の 整 備 ・ 充 実	そ の 他	無 回 答	
年 学	小学生 全体	420件	1.7%	3.1%	2.9%	10.5%	0.7%	20.0%	8.8%	32.1%	8.6%	6.2%	5.5%
	低学年（1～3年生）	242件	0.8%	2.9%	3.3%	12.0%	0.8%	21.9%	10.3%	32.2%	6.2%	5.0%	4.5%
	高学年（4～6年生）	166件	2.4%	3.6%	1.8%	8.4%	0.6%	16.9%	7.2%	32.5%	11.4%	7.8%	7.2%
家 庭 類 型	ひとり親家庭	67件	0.0%	3.0%	7.5%	16.4%	0.0%	16.4%	9.0%	29.9%	9.0%	6.0%	3.0%
	フルタイム×フルタイム	211件	2.4%	3.8%	2.8%	10.9%	0.9%	17.5%	10.0%	31.8%	7.1%	7.1%	5.7%
	フルタイム×パートタイム	94件	2.1%	2.1%	1.1%	7.4%	0.0%	28.7%	10.6%	30.9%	11.7%	4.3%	1.1%
	フルタイム×専業主婦・夫	22件	0.0%	0.0%	0.0%	4.5%	0.0%	31.8%	0.0%	40.9%	13.6%	9.1%	0.0%
	パートタイム×パートタイム	2件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	50.0%	0.0%	0.0%	0.0%
無職×無職	1件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	100.0%	
小 学 校 区	仁井田小学校区	25件	0.0%	0.0%	0.0%	24.0%	4.0%	12.0%	12.0%	20.0%	12.0%	16.0%	0.0%
	影野小学校区	16件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.8%	56.3%	6.3%	12.5%	6.3%
	七里小学校区	23件	4.3%	0.0%	4.3%	8.7%	0.0%	34.8%	4.3%	21.7%	8.7%	0.0%	13.0%
	米奥小学校区	12件	0.0%	0.0%	0.0%	33.3%	8.3%	0.0%	0.0%	41.7%	0.0%	16.7%	0.0%
	窪川小学校区	160件	1.9%	2.5%	5.0%	15.6%	0.0%	20.0%	10.6%	28.8%	6.9%	6.9%	1.9%
	川口小学校区	18件	0.0%	16.7%	5.6%	5.6%	0.0%	11.1%	11.1%	33.3%	5.6%	0.0%	11.1%
	東又小学校区	49件	4.1%	2.0%	0.0%	4.1%	0.0%	30.6%	2.0%	34.7%	12.2%	2.0%	8.2%
	興津小学校区	17件	5.9%	11.8%	0.0%	0.0%	0.0%	11.8%	23.5%	29.4%	0.0%	5.9%	11.8%
	田野々小学校区	27件	0.0%	7.4%	0.0%	7.4%	0.0%	11.1%	7.4%	40.7%	14.8%	3.7%	7.4%
	北ノ川小学校区	11件	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	18.2%	18.2%	45.5%	9.1%	9.1%	0.0%
	十川小学校区	37件	0.0%	2.7%	2.7%	5.4%	0.0%	27.0%	5.4%	32.4%	5.4%	8.1%	10.8%
	昭和小学校区	21件	0.0%	0.0%	4.8%	0.0%	4.8%	33.3%	0.0%	33.3%	14.3%	0.0%	9.5%

### (3)仕事と生活の調和について

#### ①仕事と生活の調和がとれているか

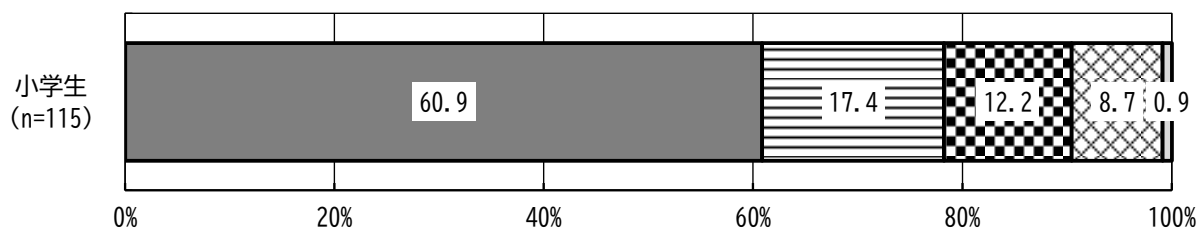
・「とれている」が69.0%、「とれていない」が27.4%です。



		とれている	とれていない	無回答	
小学生 全体		420件	69.0%	27.4%	3.6%
学年	低学年（1～3年生）	242件	73.1%	24.0%	2.9%
	高学年（4～6年生）	166件	64.5%	31.9%	3.6%
家庭類型	ひとり親家庭	67件	74.6%	25.4%	0.0%
	フルタイム×フルタイム	211件	62.1%	37.0%	0.9%
	フルタイム×パートタイム	94件	86.2%	11.7%	2.1%
	フルタイム×専業主婦・夫	22件	36.4%	31.8%	31.8%
	パートタイム×パートタイム	2件	100.0%	0.0%	0.0%
	無職×無職	1件	100.0%	0.0%	0.0%

#### ①-1 仕事と生活の調和がとれていないと思う理由

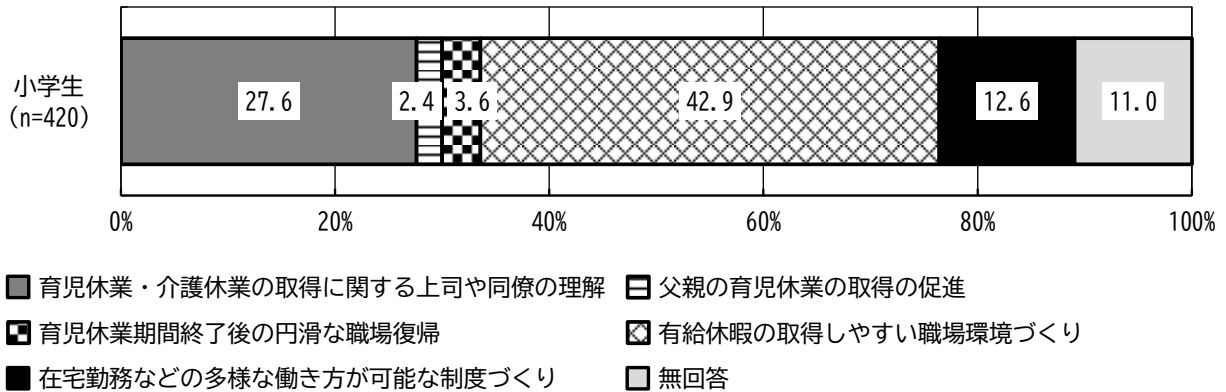
・「仕事が忙しい（残業が多いなど）から」の割合が60.9%と最も高く、次いで「職場で育児休業、介護休暇、有給休暇をとりやすい環境が整っていない」が17.4%、「地域の実情に応じた育児や介護等を行う家庭を支援する社会基盤が整備されていない」が12.2%の順です。



- 仕事が忙しい（残業が多いなど）から
- ▨ 職場で育児休業、介護休暇、有給休暇をとりやすい環境が整っていない
- ▩ 地域の実情に応じた育児や介護等を行う家庭を支援する社会基盤が整備されていない
- ▧ その他
- 無回答

## ②仕事と子育てを両立していくために、職場で最も必要と思われること

・「有給休暇の取得しやすい職場環境づくり」の割合が42.9%と最も高く、次いで「育児休業・介護休業の取得に関する上司や同僚の理解」が27.6%、「在宅勤務などの多様な働き方が可能な制度づくり」が12.6%、「育児休業期間終了後の円滑な職場復帰」が3.6%の順です。



## 第3章 計画の基本理念及び施策の展開

### 1 基本理念

子ども・子育てに関する国の法制度の改正はありますが、子どもを地域や社会で共に育てるという基本は変わらないことから、本町では、「次世代育成推進行動計画」「第1期子ども・子育て支援事業計画」を引き継ぎ、上位計画である「第2次四万十町総合振興計画」の基本方針・政策目標の実現に向けて計画を推進していきます。

ま ち の 将 来 を 担 う 人 を 育 む ま ち

### 2 基本目標

#### 基本目標1：子育てを支える地域づくり

働きながら子どもを育てる人のために、多様なニーズに対応した町民が利用しやすい教育・保育サービスの充実を図ります。

#### 基本目標2：安心して生み育てることのできる環境づくり

一人ひとりのライフスタイルに応じた安全で快適な妊娠・出産の支援、子どもの健やかな成長・発達支援、安心できる医療体制の整備・確保など、母子保健の充実に努めます。

#### 基本目標3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進

生きる力を育む教育の推進、多様な学習・体験機会の充実、次代の親の育成、子どもの権利・意見の尊重など、子どもの「生きる力」の育成を図ります。

#### 基本目標4：配慮が必要な家庭や児童への支援

合理的配慮を必要とする障害のある子どもや、虐待等によりケアを必要とする子ども、またひとり親家庭等への継続的な支援の充実を図ります。

#### 基本目標5：安心して暮らすことのできる地域づくり

安心して子育てできるよう、子どもや子育て家庭等に配慮した生活環境の整備やのびのび遊べる遊び場の管理、安全なまちづくりなど、安心して暮らせる地域づくりを進めていきます。



### 3 施策の体系

基本目標	推進施策
子育てを支える地域づくり	子育て支援サービスの計画的な推進
	地域ぐるみの子育て支援
	経済的負担の軽減
	子育てについて学ぶ環境の整備
	ワーク・ライフ・バランスの推進
安心して生み育てることのできる環境づくり	親と子の健康の確保及び増進
	小児科・産科医療の確保
子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進	食育の推進
	子どもの生きる力を育む学習の推進
	生涯学習を通じた人づくりの促進
	地域ぐるみでの青少年健全育成の推進
配慮が必要な家庭や児童への支援	ひとり親家庭等への支援
	要保護児童への支援体制の充実
	支援を要する子どもへの適切な支援
	子どもと子育て家庭の状況に応じた支援
安心して暮らすことのできる地域づくり	子育てを支援する生活環境の整備
	子ども等の安全の確保

## 第4章 施策の展開

### 基本目標 1：子育てを支える地域づくり

#### (1) 子育て支援サービスの計画的な推進

##### ① 認可保育所・認定こども園

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。

そのため、保護者の就労状況や家庭の状況、その他の事情に関わらず、すべての子どもが質の高い教育・保育を受けられる環境づくりを進めています。

公立保育所は7か所（その内、1保育所は運営を委託）、公立認定こども園1か所、私立保育所3か所、計11か所の運営となっています。

利用児童数は500人弱で、減少傾向にあります。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
利用児童数（人）	503	500	496	496

##### 【今後の方向性】

○保護者の就労状況に関わらず利用可能な認定こども園は、ニーズを踏まえながら整備の必要性について検討していきます。

##### ② 低年齢児保育

近年の女性の社会進出に伴って、低年齢児保育の需要が増え、社会にとっても必要不可欠なものとなっています。

本町では、0歳（生後3か月）から2歳といった低年齢児童の保育を行っています。

現在、窪川地域では、公立保育所2か所と私立保育所3か所、大正・十和地域では、それぞれ1か所の保育所が0歳児（生後3か月）からの受け入れを行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
0歳児保育（人）	12	20	22	22

##### 【今後の方向性】

○保育需要に応えられるよう保育士の確保及び受け入れ、施設の改修等に努めていきます。

### ③一時預かり保育

一時預かり保育は、保護者のパート就労や病気等により、家庭において保育を受けることが一時的に困難となる場合や、保護者の育児の負担軽減やリフレッシュのため、乳幼児を保育所等において一時的に保育し、子育て世帯の支援を図ることを目的とします。

窪川・大正・十和各地域の「子育て支援センター」において、一時預かり保育を実施しています。

平成 29 年度より、里帰り出産等での利用に対応するため、町外者でも一定利用が可能となりました。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
一時預かり保育（延人数）	21	46	51	98
窪川地域	18	40	36	88
大正・十和地域	3	6	15	10

#### 【今後の方向性】

○未就園児の保護者に対して、子育て支援センターからのお知らせ等、今後も引き続き広報活動等を進め利用促進に努めます。

### ④平日の保育延長

保育の必要性により保育時間を、保育短時間午前 8 時 30 分～午後 4 時 30 分（最長 8 時間利用）、保育標準時間午前 7 時 30 分～午後 6 時 30 分（最長 11 時間利用）とし児童の受け入れを行っています。

#### 【今後の方向性】

○今後も、保育標準時間 11 時間利用（保護者の通勤時間等を配慮し必要な時間のみの利用）とします。



## ⑤土曜日の保育延長

土曜日も家庭での保育が困難な保護者に対し、午前7時30分から午後6時30分の受け入れで実施しています。父母及び祖父母等が就労により保育ができない場合のみ、土曜日の保育延長を認めています。

全園での実施はしていませんが、必要な園で実施しており、毎週ではないものの平日利用者の4人に1人程度が利用しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
土曜午後保育実施園数	8	9	9	8
利用児童数（実人数）	99	109	126	126

### 【今後の方向性】

○就労環境の多様化等により、土曜日も家庭での保育が困難な保護者は増加する傾向にあることから、引き続き実施していきます。

## ⑥障害児保育

保育所に入所希望の障害等のある子どもについては、保健師、保育所長、保育担当により保育士の配置検討会を開催し、必要に応じ加配保育士の配置を行っています。

また、対象児童が就学時には「就学時引継ぎシート」や「つながるノート」を作成し、小学校へ引継ぎを行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
加配保育士（人）	8	10	10	9

### 【今後の方向性】

○障害等のある子どもが、生まれ育った地域の保育所・認定こども園等で保育を受けられるように努めます。

○子どもの心身の状況を正確に把握し、発達が促進されるよう教育・保育内容の充実を図ります。

## ⑦保育所の施設整備

子どもが1日の大半を過ごす保育所の安全は必須であり、また、快適性を高めるためにエアコン未設置園での設置を完了しました。

### 【今後の方向性】

○保育所の老朽化に伴い、安全性を高めるためにも改築の必要性を検討していきます。

## ⑧利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

国が定める事業分類は、基本型（独立した事業として行われる形態）と特定型（行政の一環として行われる側面が強い形態）、母子保健型（妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する形態）があります。本町では保育担当窓口で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供や相談・助言等を実施しています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
基本型・特定型（施設数）	1	1	1	1

### 【今後の方向性】

○今後は子育て世代包括支援センター（母子保健型）として実施していきます。

## （2）地域ぐるみの子育て支援

### ①交流による地域の子育て支援環境の充実

地域で開催される防災訓練等に親子での参加を促すとともに、保育所・学校行事へ地域住民の参加を呼びかけ地域間交流を図っています。

### 【今後の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

### ②地域子育て支援センター事業

毎日の施設利用のほか、窪川、大正、十和それぞれの支援センターで毎月2～6回のひろばを実施し、子育て親子の交流の場を提供し、子育て相談や関連情報の提供を行っています。

独立した施設である窪川地域子育て支援センターでは、講師を招き、町全体を対象とした講習会を実施しています。

### 【今後の方向性】

○今後も引き続き、利用者の要望を聞きながら継続して実施します。

○大正、十和地域については保育所に併設している特性をいかし、ひろばや育児相談を中心に活動を継続します。

### **(3)経済的負担の軽減**

#### **①児童医療費助成（医療費無料化）・出産祝金支給**

本町の子育て支援策として、町単独事業により中学校卒業までの児童を対象に、医療費助成（医療費無料化）を行っています。

また、平成 28 年度から、出産祝金を支給しています。

#### **【今後の方向性】**

○今後も継続して実施していきます。

#### **②多子世帯の保育料軽減**

多子世帯を応援し、経済的負担の軽減を図るため、児童（18 歳に達する日以降最初の 3 月 31 日までの間にある者）を 2 人以上養育している世帯の第 2 子半額、第 3 子以降の保育料無料化を実施しています。

#### **【今後の方向性】**

○国の 3 歳以上が保育料無償化制度（令和元年 10 月開始）に加え、第 2 子半額、第 3 子以降の保育料を無料とする取り組みを継続します。

○3 歳以上の給食費（実費徴収分）については無償化とします。

### **(4)子育てについて学ぶ環境の整備**

#### **①保護者に対する啓発と地域や保育所・学校と連携した子育て力の強化**

家庭は子どもが育つ基盤であり、豊かな心や人間性を育む上で重要な役割を担っています。核家族化の進行に伴い、育児の孤独感や不安感を招くことにならないよう、親子のふれあいを通じて子育ての楽しさや家族の大切さを理解するような取組や、社会全体で子育て力向上につながる環境を整備することが重要です。

#### **【今後の方向性】**

○地域や保育所・認定こども園、学校が保護者に対する啓発を積極的に行えるよう支援します。

○行政部局と図書館が連携して親育ちにつながる活動を行います。

・先輩お父さん・お母さん推薦本の紹介

・図書館既存の児童コーナーに加え、子育て～親育ちコーナーの設置

## ②知ることから始まる家庭・地域の子育て力強化事業

子どもたちの健全育成には、地域で学び、遊び、人とふれ合うなかで社会性を身につけることが必要であり、地域の子育て力を強化し、子どもの健やかな育ちを支えるまちづくりを進めるとともに、核家族化により低下しつつある家庭の子育て力の向上や、保護者の悩みの軽減を図るため、小中学校を中心に講師を招いた勉強会を実施しています。

### 【今後の方向性】

○今後も継続して実施していきます。保幼小中連携に向け保育所・認定こども園での実施も検討していきます。

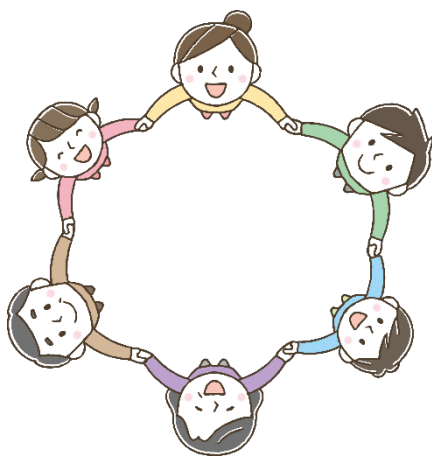
## (5)ワーク・ライフ・バランスの推進

### ○働きやすい職場環境づくり

仕事と家庭の両立をすることができ、ライフスタイルに応じた多様な働き方ができる環境を整えることが大切であり、仕事と生活の調和の実現のための意識の作り上げや環境の整備を継続的に取り組む必要があります。

### 【今後の方向性】

- 企業・事業所等に対する、育児休業・介護休業制度等の普及、時間外勤務の抑制に向けた啓発や、ワーク・ライフ・バランスに関する講座等の情報提供に努めます。
- 家庭や地域全体において、誰もが働きやすい労働環境を整えることや、男性が家事や育児・介護等をする事への理解の促進や、意識改革に努めます。
- 教育・保育施設給付や地域の子育て支援事業を通じてワーク・ライフ・バランスを実感できる環境づくりを進めます。



## 基本目標 2 安心して生み育てることのできる環境づくり

### (1) 親と子の健康の確保及び増進

#### ① 母子健康手帳の交付

健康福祉課・大正町民生活課・十和町民生活課にて交付しており、交付時には妊婦アンケートを実施し、保健師が個別に面談を行っています。妊娠初期に面談を行うことで、個別性に応じて継続的な支援の充実を図っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
母子健康手帳交付数	86	81	89	76
窪川地域	63	61	68	58
大正地域	16	10	9	11
十和地域	7	10	12	7

#### 【今後の方向性】

○今後も継続して実施していきます。

#### ② 妊婦家庭訪問・保健指導

母子健康手帳の交付時の個別面談から出産後まで、保健師・助産師等が継続的に面接や家庭訪問を通して支援を行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
妊婦訪問指導実件数（延件数）	5 (9)	23 (23)	16 (19)	38 (54)
妊婦保健指導実件数（延件数）	98 (99)	65 (154)	76 (89)	99 (107)

#### 【今後の方向性】

○今後も継続して実施していきます。





### ③妊婦一般健康診査

妊娠期を健康に過ごして、安全で安心な出産を迎えるために健康診査費用の助成を行っています。それに加え、町内に産科医療機関がないことから、町外医療機関への妊婦一般健康診査時の通院費の助成を行っています。また、妊娠期からの歯周病の早期発見・早期治療の促進を目的に、令和元年5月から妊婦歯科健康診査を開始し、産後においては平成28年度から新生児聴覚検査の助成も行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
妊婦一般健康診査（利用者数）	93	90	148	119

#### 【今後の方向性】

- 事業を継続するとともに、受診勧奨に努めます。

### ④乳児家庭全戸訪問事業

保健師等の専門職員がすべての乳児のいる家庭を訪問し、子育てに関する情報の提供並びに養育状況の把握を行うほか、養育についての相談に応じ、助言等の支援を行っています。

また、第1子のお子さんを訪問する際には子育て支援センター職員も同伴し、ひろば（げんきっこひろば・にこにこひろば・ぴよぴよひろば）のお知らせや育児情報の提供を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
乳児家庭全戸訪問件数	88	79	113	78
新生児家庭訪問件数（延件数）	76（76）	63（70）	91（100）	64（75）

#### 【今後の方向性】

- 今後も継続して実施していきます。

### ⑤乳児一般健康診査

乳児の健やかな成長のため、医療機関において個別に健康診査が受診できるよう助成を行っています。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
受診率（％）	70.5	93.3	88.0	97.2

#### 【今後の方向性】

- 今後も継続して実施していきます。

## ⑥乳幼児健康診査

子どもの疾患や異常の早期発見と、育児に関する情報提供・相談・助言を行うとともに、同じ年齢の子どもを持つ保護者の交流の場にもなっています。

健診の場（ブックスタート【7か月健診】、セカンドブックスタート【3歳6か月健診】）を利用して、絵本を通じて親子のふれあいのひとときを持てることを目的に読み聞かせ、絵本のプレゼントを行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
<b>受診率（％）</b>				
<b>4 か月</b>	94.6	104.9	95.6	96.7
<b>7 か月</b>	91.3	100.0	91.7	97.0
<b>12 か月</b>	93.9	94.7	93.5	98.8
<b>1 歳 6 か月</b>	98.9	99.0	97.0	96.3
<b>2 歳 6 か月</b>	100	92.5	92.3	98.9
<b>3 歳 6 か月</b>	94.1	102.8	89.1	100.0

※各年度受診対象者にならない前年度未受診者を含むため受診率が 100%を超える場合があります。

### 【今後の方向性】

- 随時、健診内容や実施月齢等の見直しを行いながら、継続して実施していきます。
- 健康診査の機会を利用して親同士の交流の場や、子育てに関する情報提供の場としても活用していきます。



## ⑦ 歯科保健事業

むし歯予防と強い歯づくりを目的に、町内すべての保育所（4・5歳児クラス）でフッ素洗口を実施しています。また、平成27年度からは全小学校でのフッ素洗口を開始し、現在は全小中学校に拡充して実施しています。

カミカミ新聞の発行・カミカミ検討会を開催するとともに、希望のある保育所・小・中学校で歯科指導教室を実施しています。

### ■ 幼児健診でのフッ素塗布実施率

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<b>実施率（％）</b>				
<b>1歳6か月</b>	95.8	97.1	92.1	96.3
<b>2歳6か月</b>	90.7	89.1	95.4	94.6
<b>3歳6か月</b>	100.0	90.7	97.0	90.5

### ■ 歯科指導教室

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度
<b>開催場所（か所数）</b>	17	17	16	20
<b>開催回数（回）</b>	19	19	19	21
<b>児童数（人）</b>	433	433	418	498
<b>保護者数（人）</b>	未実施	未実施	未実施	89

### 【今後の方向性】

- フッ素洗口にこだわらず、日常の口腔ケアが生活習慣として定着するよう、歯科衛生士等による出前歯科指導教室を行っていきます。
- 町内各組織のメンバー（地域歯科医師・校長会代表・養護教諭部会代表等）で構成される“カミカミ検討会”を開催し、情報交換及び課題について検討していきます。

## ⑧育児相談

育児に関する相談の場として、子どもの身体測定や、保健師、栄養士・助産師等による発育・発達・育児ケア・授乳・離乳食相談をしており、保護者や子ども同士の交流の場にもなっています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
育児相談利用者数（延人数）	201	264	170	205
母乳相談利用者数（延人数）	72	100	72	101

### 【今後の方向性】

○各専門職が特色をいかし、保護者のニーズに沿って不安や悩みを解消できるよう、今後も育児相談を継続して実施していきます。

## ⑨予防接種

感染のおそれがある疾病の発生及びまん延予防、望ましい時期に必要な免疫を獲得し、子どもを病気から守るために予防接種を実施しています。

広域化予防接種委託契約を締結し、各種予防接種予診票様式を県下で統一することにより、予防接種を受ける際の利便性の向上及び、接種機会の確保に努めています。

### 【今後の方向性】

○引き続き予防接種法に基づいた接種勧奨を推進します。

## (2)小児科・産科医療の確保

### ○小児科・産科医療の確保

全国的に産科医、小児科医の不足等医療体制が問題となっており、出産や育児の不安を招いており、本町でも産科・小児科の常勤医確保が厳しい状況となっています。

町内で安心して育児ができるよう、医師不足解消に向けて県への要望を行っていますが、常勤医の確保には至っていません。

そのため、緊急時の対応方法についての DVD を保護者会やケーブルテレビで放映し、子育て家庭の意識啓発を行っています。また、「#8000（小児救急電話相談）」の周知、平成 27 年度から「しまんと健康ほっとライン」による 24 時間健康相談を開始、子育て支援センターにて、小児救急に関する講演会を毎年 3 回実施するなど、小児科・産科医療体制の確保に取り組んでいます。

### 【今後の方向性】

○関係機関と連携した周産期医療体制や小児医療、妊産婦・乳幼児に関する健診等の支援をし、医療や育児の不安軽減を図る等、妊娠から育児までのサポート体制の充実を図ります。

## 基本目標 3：子どもの心身の健やかな成長に資する教育の推進

### (1)食育の推進

#### ①地域と連携した食育活動の実践

保護者の方に対しての食育だけでなく、子どもに対しても料理教室や学校教育を通じた指導を行っています。

窪川・大正・十和地域で、食生活改善推進員が保育所、小中学校に出向き、食育に関する絵本の読み聞かせや、エプロンシアター※を使った啓発のほか、「親子」や「郷土料理の伝達」等の調理実習を行い、地域に根差した活動を通して、新たな学校とのつながりも広がってきています。また、学校給食にも地元食材等を使った郷土料理のメニューも取り入れています。※エプロンシアター……エプロンを舞台に見立てて人形等を使って話をする事。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
郷土料理伝達教室（回数）	8	7	10	9

#### 【今後の方向性】

○学校長や養護教諭、教育関係機関との連携、情報共有に努め食育活動を進めていきます。

#### ②家庭との連携による安全な給食の提供

食物アレルギーに関する知識の習得に努め、保育所内における体制構築や環境面の配慮、関係機関との連携を行っています。献立については、栄養士から給食職員に対しての情報提供・情報共有も行っています。

#### 【今後の方向性】

○食物アレルギーに関する知識の向上のための情報提供や、研修会の実施をしていきます。

### (2)子どもの生きる力を育む学習の推進

#### ①カンガルーのポッケ

カンガルーのポッケは、子どもたちが妊婦や赤ちゃんとの交流、胎児の疑似体験等を通して、生まれてくる命の尊さを実感し、自分が家族や皆から大切にされていることを、年間を通して学習するものです。教育研究所が中心となって、希望のある保育所・認定こども園・小学校等で行っています。

#### 【今後の方向性】

○今後も、各機関が連携しながら継続して取り組むよう努めます。

## ②思春期の健康づくり

心身ともに大きく成長し変化が起こる時期に、自分を大切に思える生き方ができる、自分の意思をしっかりと示せる、自己決定能力を身につけることを目的に講演会等の実施をしています。

### 【今後の方向性】

○今後もより有効な内容で実施していきます。

## (3)生涯学習を通じた人づくりの促進

### ○生涯学習・スポーツの推進

多様化する住民ニーズに応じて地域住民が自己の充実・向上を図ることで人生に生きがいを感じられるよう、スポーツやレクリエーション活動を通して生涯学習ができる環境づくりを行っています。

### 【今後の方向性】

○子ども自身が自分の住む町について知り、大人と共有していくことで地域での一体感を醸成し、四万十町らしい芸術文化を継承できるまちを目指します。ライフステージに応じた身近なスポーツ活動を推進していきます。

## (4)地域ぐるみでの青少年健全育成の推進

### ○青少年健全育成対策の推進

スマートフォンの普及による新たなコミュニケーションの確立がなされる等、情報伝達等に急激な変化がみられています。それにあわせて「インターネット上でのいじめ」といった問題も発生してきていることから、子ども自身がインターネットの正しい使い方を理解できるよう、学校教育のなかでの意識啓発を行うとともに、地域社会での見守りや育成も必要です。

青少年期は人格形成にも大きな影響を与えることから、本町では、青少年健全育成活動の体制強化に向けて、青少年育成町民会議を中心とした家庭・学校・地域・少年補導センター、その他の関係機関と緊密な連携・協力体制を一層強め、それぞれの機能を発揮し一体となり、青少年の健全育成対策の推進、環境浄化活動の推進、少年非行の早期発見と早期指導に取り組んでいます。

### 【今後の方向性】

○青少年育成町民会議等の地域団体と共同して、安全で心身ともに健やかに成長できる環境づくりに努めます。

## 基本目標 4：配慮が必要な家庭や児童への支援

---

### (1)ひとり親家庭等への支援

#### ○ひとり親家庭等への包括的支援

ひとり親家庭への支援として、窓口係との連携を図り、各種戸籍等の届出時に医療費助成、児童扶養手当等の概要を説明し、申請手続きを行っています。

毎年更新時期には、通知文書を個別発送し、未提出者には再度通知を行い更新手続きの漏れがないように努めています。

また、広報誌への掲載や前年度却下となった方々への個別周知等も行っています。

#### 【今後の方向性】

○母子及び父子並びに寡婦福祉法、同法に基づく国の基本方針及びこれに即して高知県が策定した「第三次高知県ひとり親家庭等自立促進計画」の定めるところにより、子育て・生活支援策、養育費の確保などの総合的な自立支援を推進します。

### (2)要保護児童への支援体制の充実

#### ○要保護児童への支援

「四万十町子ども支援ネットワーク」（要保護児童対策地域協議会）において、各関係機関が連携を図りながら要保護児童・要支援家庭への支援を行っています。

「四万十町子ども支援ネットワーク」では、年1回代表者会議、年4回実務者会議を開催し、関係機関の顔つなぎ・情報共有を行っています。また、随時個別支援会議を行い、個別支援計画も策定、関係機関が連携のもと支援を行っています。

#### 【今後の方向性】

○関係機関の連携の強化を図ります。

○関係機関と共同のもと支援を行い、虐待予防に努めます。

### (3)支援を要する子どもへの適切な支援

#### ○障害がある子どもへの支援

心身発達の課題等を早期に発見し、支援につなげるために、乳幼児健康診査や療育・発達支援に関する相談の場（発達相談・教育相談等）を設け、障害児福祉サービスも活用しながら、成長段階に応じた支援に努めています。

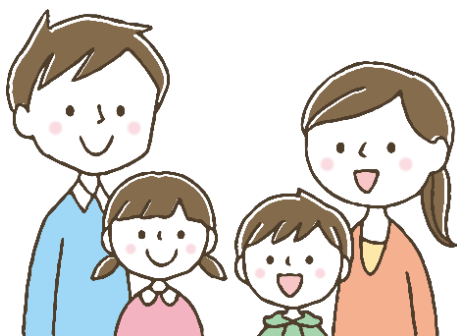
また、障害者自立支援協議会では子ども部会を設置し、障害児のニーズの把握や交流の場づくりなども行っています。平成 26 年度からは障害児長期休暇支援事業、平成 30 年度からは中村特別支援学校への通学支援バスの運行が始まっています。

#### ○不登校等への支援

不登校や引きこもり傾向にある児童生徒等の相談支援や、教育支援センターでの支援体制を整えています。適切な支援ができるよう教育相談員やスクールソーシャルワーカーとの情報共有や連携を行っています。

#### 【今後の方向性】

- 障害のある子どもが、専門的な療育や一人ひとりの障害に応じた保育を受けられるように、早期療育や療育相談体制の充実、特別支援教育の充実を図っていきます。関係機関との連携を強化し心身発達の課題等を早期に発見し、切れ目のない障害児支援の充実と保護者の支援に努めます。
- 不登校や引きこもり傾向にある児童生徒等への支援体制の整備を行い、支援方法や支援体制についてもさらなる充実を図ります。





## (4)子どもと子育て家庭の状況に応じた支援

### ①養育支援訪問事業

各種訪問事業などで把握した保護者の養育を支援することが特に必要と認められる家庭やハイリスク妊婦等に対し、その養育が適切に行われるよう、当該居宅において養育に関する相談、指導、助言等を保健師・保育士等の専門職員が行っています。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度
養育支援訪問件数（延件数）	101	124	99	104

#### 【今後の方向性】

○育児面のみでなく、生活基盤の改善、生活習慣の改善、生活能力に課題がある場合があり、直接支援サービス等の必要性について検討を行っていきます。

### ②子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

児童を養育している保護者が、疾病等の理由により家庭における養育が一時的に困難となった場合に、児童及びその家庭の福祉の向上を図るために、児童福祉施設等に児童を一定期間宿泊させ保護する事業です。

なお、平成 27 年度以降の利用はありませんが、児童養護施設との委託契約により提供体制は整えています。

#### 【今後の方向性】

○家庭支援のひとつとして活用を検討・周知を図るとともに、虐待予防や一時保護先としても活用していきます。

### ③家庭支援推進保育事業

家庭環境に対する配慮等保育を行ううえで、特に配慮が必要な児童が複数入所している保育所に担当保育士を配置し、計画的な保育にあたりるとともに定期的な家庭訪問を実施するなど、児童及び家庭に対する支援を行っています。

#### 【今後の方向性】

○家庭環境等について特に配慮が必要な児童が多く入所している保育所に、引き続き担当保育士を配置し、児童・家庭のサポートに努めます。

## 基本目標 5：安心して暮らすことのできる地域づくり

### (1) 子育てを支援する生活環境の整備

#### ① 放課後児童クラブ・放課後子ども教室

放課後児童クラブ及び放課後子ども教室は、小学校に就学している児童であって、その保護者が労働等により昼間家庭にいない児童に、適切な遊び及び生活の場を提供し、その健全な育成を図る事業です。この事業の推進にあたっては、指導員やボランティアの確保が不可欠であり、本町においては「保護者や地域主導」を基本として、実情に応じた放課後子どもプランを推進してきました。平成 31 年 4 月現在、放課後児童クラブ 1 か所、放課後子ども教室 12 か所を実施しています。

- ・放課後児童クラブ：窪川小学校
- ・放課後子ども教室：窪川小学校、窪川小学校（口神ノ川地区）、影野小学校、仁井田小学校、東又小学校、七里小学校、米奥小学校、川口小学校、田野々小学校、北ノ川小学校、昭和小学校、十川小学校

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
放課後児童クラブ（か所）		1	1	1	1	1
利用人数（人）	1 年生	12	19	25	15	27
	2 年生	20	10	14	22	15
	3 年生	－	－	－	－	8
	高学年	5	3	0	4	1

		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
放課後子ども教室（か所）		9	9	10	12	12
利用人数（人）	1 年生	34	46	73	65	60
	2 年生	31	38	39	56	50
	3 年生	43	28	45	51	52
	高学年	84	108	98	109	112

#### 【今後の方向性】

- 小学校の適正配置の関係もあり、余裕教室の活用や一体型の放課後児童クラブ及び子ども教室の設置は難しいことから、必要に応じて、実施場所や開所時間の延長についても検討していきます。

## ②子どもの遊び・体験の場の確保

テレビゲームやインターネットの普及により屋外で遊ぶ子どもが全国的に減少しています。その結果、身体の動かし方がわからない、遊び方がわからないという子どもが増加しています。屋外で身体を動かして遊ぶことは健康面だけでなく、自然をみてふれることで情緒面での成長を促すことから、子どもの健全育成のためにも安全な遊び場の確保が必要です。

本町のわんぱく学校（小学生4・5・6年生児童対象）では、学校において体験することができない様々な社会活動・体験活動や異年齢交流等への参加の場となり、子どもたちの自主性や自立性を育むとともに、他校の児童との交流が図られてきました。

### 【今後の方向性】

- ふるさとを愛し、志を持ち、地域に貢献できる人材を育成するために自然体験・生活体験活動に力を入れます。
- 「学校支援地域本部事業」「開かれた学校づくり」「土曜日学校」「放課後子ども教室」等各種事業での地域交流や青少年育成町民会議、社会福祉協議会、四万十川財団、農協、スポーツクラブ等の地域団体と連携し、子どもの遊びや体験活動の場の確保に努めます。



## (2)子ども等の安全の確保

### ①交通安全・防犯対策の推進

警察署等と連携して、保育所及び小中学校へ出向き自転車の乗り方や横断歩道の渡り方等の交通安全教室を行うとともに、通学路の交差点等で見通しの悪い箇所には、カーブミラーの設置や各交通安全関係団体と連携して、県民交通安全の日や交通安全週間を中心に街頭指導を行っています。また、保護者を始め地域の方々にも、交通安全週間中にチラシ等の文書を配布し、啓発活動を実施しています。通学路等における危険箇所の合同点検も実施しています。

不審者対策として実施している登下校時の見守りも継続し、学校との連携を図りながら、きめ細やかな安全対策を実施していきます。

#### 【今後の方向性】

○地域と連携しながら、子どもたちの安全確保に取り組みます。

### ②安心して定住できる住環境の確保

誰もが安全・安心な快適で住みよい環境を整備するため、ニーズに合った住宅の建設や公営住宅の耐震化及び長寿命化を推進するとともに、若者の定住促進に向けて各種助成制度（住宅取得・改修補助金）の創設を行っています。

#### 【今後の方向性】

○老朽化等で耐震基準を満たしていない町営住宅の計画的な建替えを行い、適切な居住水準を備えた町営住宅の供給を推進します。また、長寿命化を考慮し外壁の塗替え及び老朽化した設備の改修に努めます。

### ③公共施設における子どもの安全対策の充実

学校、公共施設、体育館及び公園等は、安全、安心な子どもの遊び場として適正に管理しています。公園施設の遊具等の整備も行っています。

#### 【今後の方向性】

○今後も引き続き、安全な子どもの遊び場として適正に管理し、利用者ニーズを踏まえた人にやさしい施設の整備を図ります。

# 第5章 子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策

## 1 子ども・子育て支援制度における事業の全体像

新制度は大きく「子ども・子育て支援給付」と「地域子ども・子育て支援事業」に分かれ、市町村が実施主体とされています。

### (1) 子ども・子育て支援給付

就学前の教育・保育について、幼稚園・保育所・認定こども園・小規模保育等の施設を利用した場合に給付の対象となります（子どものための教育・保育給付）。また、子どものための現金給付として、児童手当の支給があります。

<子どものための教育・保育給付>

- 幼稚園・保育所・認定こども園
- 地域型保育事業（家庭的保育・小規模保育・居宅訪問型保育・事業所内保育）

<子どものための現金給付>

- 児童手当

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業は、市町村が地域の子ども・子育て家庭の実情に応じて実施する事業で、子ども・子育て支援法で13事業が定められています。

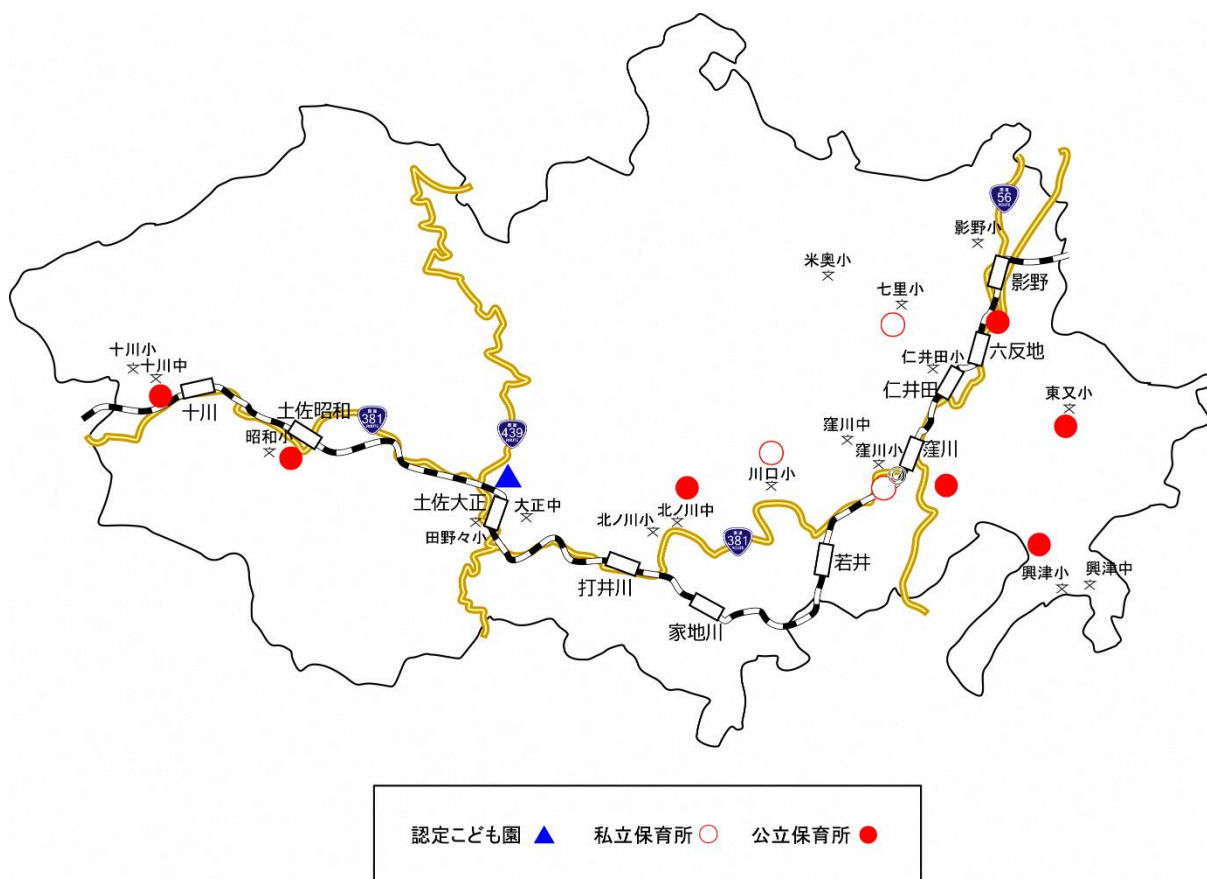
また、各事業について、「量の見込み（ニーズ量）」や「確保方策」を設定（計画）する必要があります。

- 利用者支援事業
- 子育て短期支援事業
- 地域子育て支援拠点事業
- 子育て援助活動支援事業
- 時間外保育事業
- 乳児家庭全戸訪問事業
- 一時預かり事業
- 妊婦健康診査事業
- 放課後児童健全育成事業
- 養育支援訪問事業等
- 病児・病後児保育事業
- 実費徴収に係る補足給付を行う事業
- 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

## 2 幼児期の教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法では、教育・保育、地域子ども・子育て支援事業を提供する区域を定め、当該区域ごとに「量の見込み」や「確保方策」を定めることとしています。

第1期四万十町子ども・子育て支援事業計画では、町域全体をひとつの目安として保育や子育て支援サービスの整備を図っています。将来的な人口推移等に柔軟に対応できること等も考慮して、本計画においても、教育・保育提供区域を1区域（全町）とします。

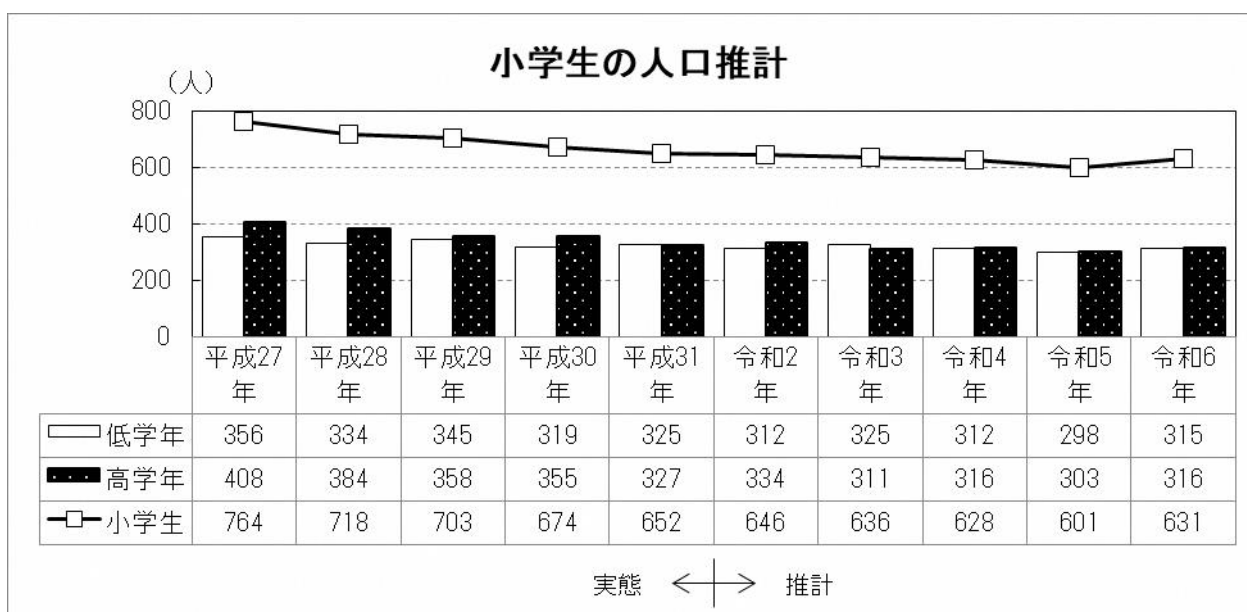
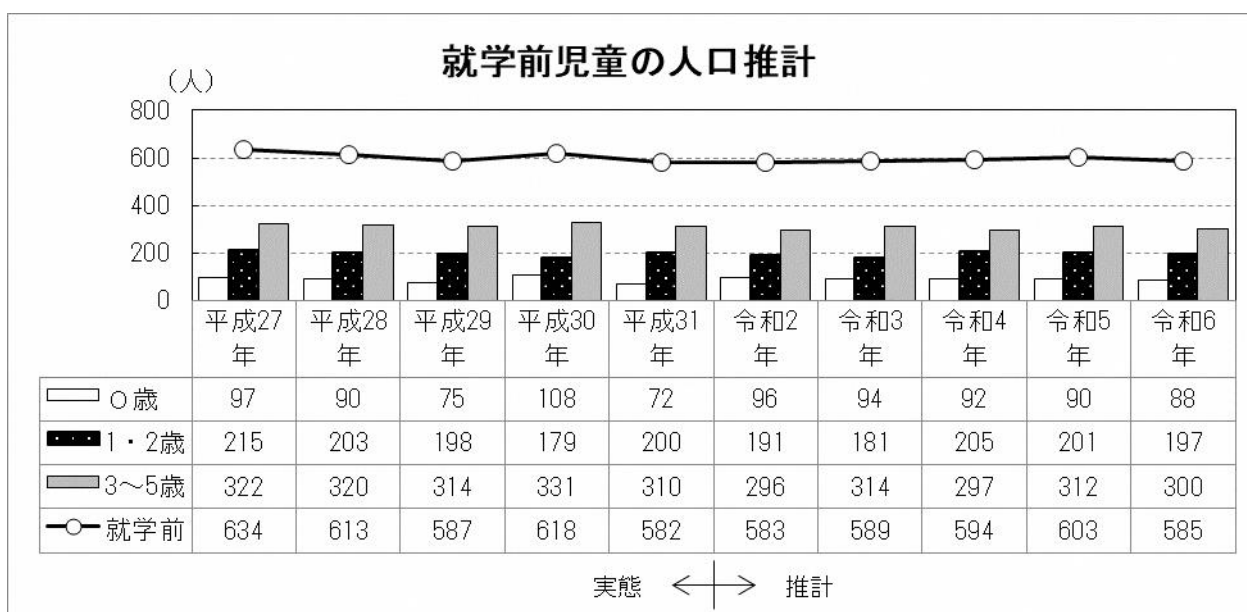


### 3 子ども・子育て支援制度の対象（小学生以下）児童人口推計

平成 27（2015）年～平成 31（2019）年（各年 4 月 1 日現在）の男女別各歳別人口をもとに、コーホートセンサス変化率法により人口推計を行いました。

就学前児童は平成 27（2015）年から減少傾向に推移しており、平成 30（2018）年には増加したものの平成 31（2019）年には再び減少しております。今後 5 年間も増加したのち、再び減少する見込みとなっております。

小学生についても減少傾向で推移しており、令和 2（2020）年 646 人から令和 5（2023）年 601 人と 4 年間で 45 人減少しておりますが、令和 6（2024）年には 631 人と 30 人増加する見込みとなっております。



## 4 子ども・子育て支援制度における保育の必要性について

### (1) 認定区分

子ども・子育て支援新制度においては、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、「保育の必要性」の有無を次の3つの区分に分けて認定したうえで、給付を支給する仕組みとなります。

認定区分	区分内容	対象施設
1号認定	満3歳以上の学校教育のみの就学前の子ども (保育の必要性なし)	幼稚園 認定こども園
2号認定	満3歳以上の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園
3号認定	満3歳未満の保育の必要性の認定を受けた就学前子ども (保育を必要とする子ども)	保育所 認定こども園 小規模保育事業

### (2) 認定基準

保育の必要性の認定にあたっては、「事由」「区分」「優先利用」の3点について認定基準を定めることとしています。

- ① 事由：保護者の就労又は疾病その他の事由
- ② 区分：標準時間認定（「標準時間」）又は短時間認定（「短時間」）の区分（保育必要量）
- ③ 優先利用：ひとり親家庭や虐待のおそれのあるケースの子ども等





## 5 子ども・子育て支援給付

### (1)施設型給付及び地域型保育給付

これまでの利用実績、ニーズ調査結果、人口推計等から認定区分ごとの量の見込みを算出した結果は以下のとおりとなっています。提供体制については、現状の提供体制、事業者の意向等を踏まえ、「量の見込み」に対応するよう教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期（確保方策）を設定しました。

#### ① 1号認定

平成 27～31 年度の平均利用率を、3 歳以上の推計人口に乗じて算出しました。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量		4 人	4 人	4 人	4 人	4 人
確保方策	教育・保育施設	16 人	16 人	16 人	16 人	16 人
	地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### ② 2号認定

平成 27～31 年度の平均利用率を、3 歳以上の推計人口に乗じて算出しました。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	教育	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	保育	284 人	301 人	285 人	299 人	287 人
確保方策	教育・保育施設	362 人	362 人	362 人	362 人	362 人
	地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

#### ② 3号認定

平成 27～31 年度の平均利用率を、3 歳未満の推計人口に乗じて算出しました。

区 分		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
見込み量	0 歳児	20 人	19 人	19 人	18 人	18 人
	1・2 歳児	162 人	153 人	173 人	170 人	167 人
	計	182 人	172 人	192 人	188 人	185 人
確保方策	教育・保育施設	0 歳児	39 人	39 人	39 人	39 人
		1・2 歳児	213 人	213 人	213 人	213 人
		計	252 人	252 人	252 人	252 人
	地域型保育事業	0 人	0 人	0 人	0 人	

## **(2)教育・保育の一体的な提供推進**

認定こども園は、就学前教育・保育を一体として捉え、一貫して提供する新たな枠組みとして、幼稚園機能と保育所機能を併せ持ち、地域における子育て支援機能を果たすことが義務付けられている施設で、町内には1か所（認定こども園たのの）設置されています。

本町においても、就学前児童や保護者を取り巻く環境を踏まえ、保護者の就労状況に関わらず入園が可能で、すべての子どもに質の高い教育・保育が提供され、保護者ニーズにも応えることができる認定こども園の普及も検討していきます。

## **(3)質の高い教育・保育の提供と地域子ども・子育て支援事業の充実**

乳幼児期は生涯にわたる人間形成の基礎が培われる重要な時期であることに留意し、発達段階に応じた質の高い教育・保育が適切に提供されるよう努めます。

また、子どもの最善の利益が実現される社会を目指し、地域社会ですべての子育て家庭を支えていけるよう、子育て支援施策を推進していきます。

## **(4)保育教諭と保育士の確保・質の向上**

質の高い教育・保育を提供するためには、保育教諭・保育士の専門性や経験が重要になります。保育教諭と保育士の合同研修の開催や充実、人事交流を通じて、教育・保育の共通理解を深め、実践につなげます。

また、保育サービスの充実のためには、保育教諭・保育士の確保が不可欠であることから、資格を有しているものの働いていない人への呼びかけや、就労環境を整えていきます。

## **(5)保育所、認定こども園と小学校との連携**

幼児期と学童期における子どもの発達や学びの連続性を確保するためには、小学校教諭と保育所・認定こども園の職員が、共に子どもの発達を長期的な視点で捉え、互いの教育内容や指導方法の違いや共通点について理解を深め、共有することが大切です。

保育所や認定こども園での生活が、小学校以降の生活や学習の基盤の育成につながることに配慮し、幼児期にふさわしい生活を通して、創造的な思考や主体的な生活態度等の基礎を培うことが必要であると考えられます。

こうしたことから、保育所・認定こども園と小学校の児童との交流や、職員との意見交換や合同研修の機会を設けたりする等、連携を通じた小学校への円滑な接続の支援に取り組んでいきます。

## (6)子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年10月の幼児教育・保育の無償化における「子育てのための施設等利用給付制度」において、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保、保護者の経済的負担の軽減や利便性等を勘案しつつ、給付方法の検討を行うとともに、特定子ども・子育て支援施設等の確認や指導監督等の法に基づく事務の執行や権限の行使について、県と連携した対応を行うなど、円滑な実施の確保に向けた取り組みを実施します。



## 6 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

### ①利用者支援事業

子ども又はその保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供及び必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整などを実施する事業です。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
確保方策（実施か所数）	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

#### 【確保方策の考え方】

本町では保育担当窓口で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業の情報提供や相談・助言等を実施していましたが、今後は母子保健型（妊娠期から子育て期の母子保健や育児を中心に支援する形態）での相談支援に努めます。

### ②時間外保育事業

平成27年度より、すべての認可保育所と認定こども園で午前7時30分から午後6時30分まで（11時間）の受け入れを行っています。

時間外保育事業の利用者については、午後7時以降利用意向のある人数を見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	23人	24人	24人	24人	23人
確保方策	0人	0人	0人	0人	0人

#### 【確保方策の考え方】

ニーズの具体的な把握に努めるとともに、時間外保育事業での対応が難しい午後6時30分以降については、ファミリーサポートセンター等さまざまな施策でサービスを提供できるよう検討していきます。

### ③放課後健全育成事業

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学校の児童を対象に、適切な遊び及び生活の場を提供します。

年齢（学年）別人口推計結果、平成31年4月の利用率をもとに見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>利用見込み（計）</b>	52人	50人	49人	48人	52人
1年生	26人	24人	24人	23人	28人
2年生	19人	18人	17人	17人	16人
3年生	6人	7人	7人	7人	7人
4年生	1人	1人	1人	1人	1人
5年生	0人	0人	0人	0人	0人
6年生	0人	0人	0人	0人	0人
<b>確保方策</b>					
利用者数	52人	50人	49人	48人	52人
か所数	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所

### ■放課後子ども教室（参考）

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>利用見込み（計）</b>	273人	271人	264人	254人	267人
1年生	57人	54人	53人	50人	63人
2年生	64人	61人	57人	57人	53人
3年生	38人	49人	46人	43人	43人
高学年	114人	107人	108人	104人	108人
<b>確保方策</b>					
利用者数	273人	271人	264人	254人	267人
か所数	12か所	12か所	12か所	12か所	12か所

### 【確保方策の考え方】

現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

放課後子ども教室と連携をとりながら、今後の在り方についても検討していきます。

#### ④子育て短期支援事業

保護者の病気、疲労等により家庭で養育することが一時的に困難になった児童を保護します。また、配偶者の暴力から一時的に逃れるためや経済的な理由により保護が必要になった親子等の保護を行います。

平成 27 年度以降の利用実績がないことから、アンケート結果をもとに見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日
確保方策	2人日	2人日	2人日	2人日	2人日

#### 【確保方策の考え方】

町外の児童養護施設に委託し、受け入れ体制を整えると同時に、町広報等を活用し、事業の周知に努めます。

#### ⑤地域子育て支援拠点事業

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報提供、助言その他の援助を行っています。これにより、地域の子育て支援機能の充実、子育ての不安感の緩和等を図り、子どもの健やかな育ちを支援します。

年齢別の人口推計結果、平成 27～30 年度の利用実績（平均利用回数）をもとに見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	3,098人回	2,968人回	3,206人回	3,141人回	3,076人回
確保方策（実施か所数）	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

#### 【確保方策の考え方】

現状の提供体制で確保できているため、現在の提供体制を維持していきます。

## ⑥一時預かり事業

保護者の就労や、傷病・入院、災害・事故、育児等に伴う心理的・肉体的負担の解消のため、一時的に認定こども園、保育所等で保育を行います。

### <2号認定による定期的な利用>

・町内に幼稚園がないため、量の見込み及び確保方策はありません。

### <幼稚園型以外>

年齢別（0～5歳）人口推計結果と平成27～30年度の利用実績（平均利用回数）をもとに見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み※	42人日	43人日	43人日	44人日	42人日
確保方策	42人日	43人日	43人日	44人日	42人日
実施か所数	3か所	3か所	3か所	3か所	3か所

※窪川地域子育て支援センター・保育所（昭和保育所）は未就学児が対象となっており、認定外の利用者も含めて推計しています。

### 【確保方策の考え方】

保育所未就園児には子育て支援センターからのお知らせ等も定期的に行っており、今後も引き続き広報活動等を進め利用促進に努めます。

## ⑦病児・病後児保育事業

児童が病気の「回復期に至らない場合」であり、かつ、当面の症状の急変が認められない場合において、また、「回復期」であり、かつ、集団保育が困難な期間において、当該児童を病院・診療所、保育所等に付設された専用スペース又は本事業のための専用施設で一時的に保育する事業です。

現在、本町では事業を実施していないことから、アンケート調査結果をもとに見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	325人日	329人日	332人日	337人日	327人日
確保方策	0人日	0人日	0人日	0人日	0人日

### 【確保方策の考え方】

町内の病院・診療所との委託等によりニーズに応えられるよう事業の推進に努め、広域での利用も検討していきます。

また、病児・病後児を家庭で看ることができるよう、子育て中の世帯に対する職場の理解に関する広報啓発活動等の取り組みを行います。

### ⑧子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

乳幼児や小学生等の児童を有する子育て中の保護者を会員として、児童の預かり等の援助を受けることを希望する者と、当該援助を行うことを希望する者との相互援助活動に関する連絡、調整を行う事業です。現在、本町では事業を実施していないことから、アンケート調査結果をもとに見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>利用見込み（計）</b>	305 人日	305 人日	303 人日	300 人日	302 人日
<b>就学前児童</b>	142 人日	143 人日	144 人日	147 人日	142 人日
<b>低学年</b>	81 人日	85 人日	81 人日	78 人日	82 人日
<b>高学年</b>	82 人日	77 人日	78 人日	75 人日	78 人日
<b>確保方策</b>					
<b>就学前児童</b>	142 人日	143 人日	144 人日	147 人日	142 人日
<b>低学年</b>	81 人日	85 人日	81 人日	78 人日	82 人日
<b>高学年</b>	82 人日	77 人日	78 人日	75 人日	78 人日

#### 【確保方策の考え方】

令和2年5月頃の開所に向け準備を進めています。

### ⑨乳児家庭全戸訪問事業

生後4か月未満の乳児のいる家庭を保健師等の専門職員が訪問し、様々な不安や悩みを聞き、子育て支援に関する必要な情報提供を行います。

人口推計結果の0歳児人口を出生数とし、見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
<b>利用見込み</b>	96 人	94 人	92 人	90 人	88 人
<b>確保方策（実施率）</b>	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

#### 【確保方策の考え方】

4か月児健診までに保健師等の専門職員による全戸訪問を行います。



## ⑩ 養育支援訪問事業

養育支援が必要でありながら自分から支援を求めることができない家庭を早期に発見し、必要な訪問支援を行います。

平成 27～30 年度の実績を踏まえ、見込みました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	124 件	124 件	124 件	124 件	124 件

### 【確保方策の考え方】

育児だけでなく、生活基盤・生活習慣等に課題がある場合があり、直接支援サービス等の必要性について検討を行っていきます。

## ⑪ 妊婦健康診査事業

公費負担制度を利用して、妊婦一般健康診査を積極的に受けることで、妊婦の健康管理の向上を図っています。

利用見込みは、0 歳児の人口推計結果に妊婦健診受診平均回数（11 回）を乗じて算出しました。

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
利用見込み	1,056 人回	1,034 人回	1,012 人回	990 人回	968 人回

### 【確保方策の考え方】

妊婦の健康管理の充実と経済的負担の軽減を図るため、公費負担助成により、定期的な受診を促進します。

## ⑫ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して、保護者が支払うべき日用品、文房具、その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加費用等を助成する事業です。

特定教育・保育施設が行う保護者の実費負担について、低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助の導入を検討します。

## ⑬ 多様な主体が本制度に参入するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究や、その他の多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業です。

地域ニーズに即した保育等の事業充実を図るため、新規事業者が特定教育・保育施設等の設置運営や地域型保育事業の実施が円滑に行えるよう必要な支援を行います。

## 第6章 計画の実現のために

### 1 計画の周知徹底

---

子どもを大切にする地域づくりを進めていくためには、行政や地域住民が一丸となって、子育てと子育て支援の重要性を共有し、これに関する取り組みを実践し継続していくことが必要不可欠です。そのため、本計画について、関係機関・団体等への配布や関係各所での配架、ホームページ等での内容公表・紹介等に努めます。

### 2 関係機関との連携・協働

---

子ども・子育てに関わる施策は、福祉分野だけでなく、保健・医療・教育等、多岐の分野にわたっています。

このため、民生委員・児童委員、主任児童委員をはじめ、地域組織や関係機関と連携を図りながら、協働に基づく子育て支援に努めます。

また、国や県とも連携して、施策の推進にあたります。

### 3 計画の推進体制

---

この計画（Plan）の所期の目的を達成するためには、計画に基づく取り組み（Do）の達成状況を継続的に把握・評価（Check）し、その結果を踏まえた計画の改善（Act）を図るといった、PDCA サイクルによる適切な進行管理が重要となります。

このため、計画内容の審議にあたった「四万十町子ども・子育て会議」が、今後、毎年度の進捗状況の把握・点検を行うこととし、四万十町として、その結果を公表するとともに、それに対する意見を関係機関や団体等から得ながら、適時、取り組みの見直しを行っていきます。

## 1 四万十町子ども・子育て会議設置条例

平成25年9月20日条例第23号

四万十町子ども・子育て会議設置条例

(設置)

**第1条** 子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第77条第1項の規定に基づき、四万十町子ども・子育て会議（以下「会議」という。）を設置する。

(所掌事項)

**第2条** 会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

2 会議は、前項に規定する事務に関し、必要に応じて町長及び教育長に意見を述べることができる。

(組織)

**第3条** 会議は、次に掲げる者の中から、町長が委嘱し、又は任命する委員13名以内をもって構成する。

- (1) 子どもの保護者 2名以内
- (2) 放課後児童クラブ及び、放課後子ども教室の関係者 2名以内
- (3) 子ども・子育て支援に関し学識経験のある者 2名以内
- (4) 町の職員 4名以内
- (5) その他町長が適当と認める者 3名以内

(委員の任期)

**第4条** 委員の任期は、2年とし、再任を妨げないものとする。

2 委嘱の委員が欠けた場合は、必要に応じて補欠委員を選任し、その任期は、前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

**第5条** 会議に会長及び副会長を置き、委員の中から互選する。

- 2 会長は、会務を総理し、会議を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代

理する。

(会議)

**第6条** 会議は、会長が必要に応じて招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

4 議長は、必要があると認めるときは、会議に関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

5 この会議のもとに作業部会を置くことができる。

(庶務)

**第7条** 会議の庶務は、町民課において処理する。

(その他)

**第8条** この規則に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、会長が会議に諮って定める。

## 附 則

この条例は、公布の日から施行する。

## 2 四万十町子ども・子育て会議委員

組織	所属	氏名
子どもの保護者	窪川地域の保育所の保護者	森本 英和
	大正地域の保育所の保護者	宮脇 克佳
放課後児童クラブ・子ども教室関係者	放課後児童クラブ関係者	長谷部 菜穂子
	放課後子ども教室関係者	高橋 知佐
子育て支援学識経験者	児童福祉協会事務局長	青木 香奈子
	須崎福祉保健所健康障害課チーフ	島田 千沙
町の職員	生涯学習課長	林 瑞穂
	健康福祉課長	野村 和弘
	学校教育課長	西谷 典生
	町民課長	本山 桂三
町長が適当と認める者	保育所長	中城 美和
	子育て支援センター所長	山本 恵美

**第2期四万十町子ども・子育て支援事業計画  
【令和2年度～令和6年度】**

発行：四万十町役場 生涯学習課

〒786-8501 高知県高岡郡四万十町琴平町 16-17

電話：0880-22-3576

FAX：0880-29-0073